

議 事 日 程 第 3 号

令和6年12月10日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐	野	洋	平	議員	2 番	成	澤	和	音	議員
3 番	高	橋	千	夏	議員	4 番	関	谷	幸	子	議員
5 番	高	橋	英	夫	議員	6 番	高	橋		壽	議員
7 番	小 久 保	広	信		議員	8 番	影	澤	政	夫	議員
9 番	山	村		明	議員	1 0 番	堤		郁	雄	議員
1 1 番	植	松	美	穂	議員	1 2 番	古	山	悠	生	議員
1 3 番	島	貫	宏	幸	議員	1 4 番	木	村	芳	浩	議員
1 5 番	相	田	克	平	議員	1 6 番	遠	藤	隆	一	議員
1 7 番	太	田	克	典	議員	1 8 番	我	妻	徳	雄	議員
1 9 番	山	田	富 佐	子	議員	2 0 番	佐	藤	弘	司	議員
2 1 番	鳥	海	隆	太	議員	2 2 番	島	軒	純	一	議員
2 3 番	齋	藤	千 恵	子	議員	2 4 番	工	藤	正	雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 近 藤 洋 介 総 務 部 長 神 保 朋 之

企画調整部長	遠 藤 直 樹	市民環境部長	佐 藤 明 彦
健康福祉部長	山 口 恵美子	産 業 部 長	安 部 晃 市
建 設 部 長	吉 田 晋 平	会 計 管 理 者	本 間 加代子
上下水道部長	安 部 道 夫	病院事業管理者	渡 邊 孝 男
市 立 病 院 事 務 局 長	和 田 晋	総 務 課 長	高 橋 貞 義
財 政 課 長	土 田 淳	政策企画課長	伊 藤 尊 史
教 育 長	佐 藤 哲	教育管理部長	森 谷 幸 彦
教育指導部長	山 口 博	選挙管理委員会 委 員 長	玉 橋 博 幸
選挙管理委員会 事 務 局 長	竹 田 好 秀	代表監査委員	志 賀 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	鈴 木 雄 樹	農業委員会会長	小 関 善 隆
農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 倉 和 典		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	栗 林 美佐子	事 務 局 次 長	細 谷 晃
議事調査主査	曾 根 浩 司	主 任	齋 藤 舞 有
主 事	戸 田 修 平		

午前１０時００分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、障がい者福祉サービスについて外1点、
21番鳥海隆太議員。

〔21番鳥海隆太議員登壇〕（拍手）

○21番（鳥海隆太議員） 皆さん、おはようございます。

昨日までは少し冬らしかったのですが、今日からまた若干暖くなったような気がいたします。こんな日が続けばいいと思う次第であります。今年度の天気は平年どおり雪が降るという予報でございますが、そういう天気予報は米沢らしい、いつもの天気かと思う次第でございます。

本日の最初の話であります。まずは米沢藩最後の殿様であります、皆さん御存じのとおり、上杉茂憲公であります。その茂憲公は、後に沖縄県の2代目の県令となられるわけであります。そして、沖縄に向かうわけであります。その茂憲公が最初に見たものは何かということでもあります。旧態依然の体制や制度の中で、貧しいながらも一生懸命に教育に励む、教育を施す、東風平の風景でございました。この東風平という地名は今ではございません。八重瀬町という町名に変わっております。その教育の姿を目の当たりにいたしまして、感動と確信を得るものでございました。

沖縄の中での教育は東風平を見習えと、沖縄県下に檄を発するのであります。

また、茂憲公の自費で学生を東京へ招聘するなど、留学させるなど、県令を離れてからも沖縄や教育への思いをはせるのであります。

また、米沢出身の織物研究家、田中俊雄さんという方がいらっしゃいました。昭和14年から、沖縄織物の生地や素材、また模様などの調査を行い、膨大な資料と沖縄の織物を後世へ伝えたのであります。

そのように、縁の深い沖縄であります。その中でも、沖縄市とは平成6年に姉妹都市となるのであります。

その市長であります桑江朝千夫市長が昨日、みまかれました。お亡くなりになりました。桑江市長は、沖縄市の福祉の発展や港湾や都市開発、またスポーツ施策に力を入れるなど、また都市間交流にも尽力され、本市の市制施行130周年記念には、市長、議長共々、最後まで宴に参加していただくなど、気さくに、そして目覚ましい活躍をされたわけであります。享年68歳でありました。衷心より哀悼の意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、本年も残すところあと20日と14時間ばかりになろうかと思えます。それで元旦を迎えるわけですが、今年の元旦を振り返りますと、大災害、誰もが予想しなかった災害であります。この日に災害という思いもよらない出来事が起きたのであります。

その災害では、火災で消火活動を行うのに、倒れた電柱が支障となり、現場へ急行できなかった状態や、水道が断水し使えず、民間の井戸などを活用したと、代替利用したということがありました。また、これは阪神・淡路のときから言われていたことではありますが、下水、トイレの確保に難儀したということでもありました。これは非常に大きな課題であると感じた次第でありますし、また、避難所の建設場所が台風の水害で浸水するなど、立地にもやはり気を遣っていかなければいけないということが教訓に残ったわけであります。

私の最初の質問であります。

さきの6月定例会の一般質問で、障がい者福祉サービスの質問を行いました。その質問の中で、例えばガイドヘルパーなどの移動支援サービス自体を認識されていない障がい者の方が多いことから、やはり周知を徹底すべきではないかと私は申し上げました。当局の皆さんも理解を示した上で、前向きな発言をしておられました。

質問を行ってから約6か月たちましたが、何かしらの施策が実行されたのか、進展があったのか、聞こえてきた事実がございません。その経過は一体どうなっているのか、お知らせいただきたいと思っています。

また、サービスを提供する事業者は1社ないしゼロ社という現実で、そこがやはり問題でもありました。中には開店休業というような事業者もありました。なぜ、このような状態になってしまったかであります。原因は何か。利用者が少ないからなのか、それともサービスの提供事業者が少ないからなのか、また、サービスに必要な資格者がいないから事業ができないのか、サービスが提供できないのか。以上のような理由が大きな原因とも思われます。

前回の質問では、まずは資格者から増やしたらどうかということを質問させていただきました。資格を取得しやすい環境をつくる必要があると申し上げました。

この講習は、現在、県内では1か所だけでしか行われておらず、それも民間の事業者で業務委託して、講習で取得されているということでありました。この講習を置賜管内でできれば、取得するのに時間もかからず、また費用もかからず、資格の取得者が増えるのではないかとということを申し上げました。

また、近県では、近くには1か所ないし2か所ぐらいしか資格の講習を行っているところがなくて、そこに行くのにも大変な労力と経費がかかるわけであります。

このように、近くで資格の取得ができることになれば、サービスの拡大にもつながることと思うわけであります。

これは、本市だけで済むことではなくて、県も絡んでいきます。連携しなければいけないことでもあります。目覚ましい進展、来月にどうのこうのなるということではないかもしれませんが、これまでの経過はどうなったのか、お知らせいただきたいと思います。

次の質問であります、本市の観光振興計画の力強い改定と県同様の観光振興条例の制定をということであります。

まずは本市を、もっと広い範囲でも一緒なのですが、社会を取り巻く状況から説明させていただきます。

申し上げるまでもありませんが、御存じのとおり、少子化、高齢化、そして人口減が進んでいると言われて随分とたつわけであります。そして、その状態がどのくらい進んでいるのか、おさらいするつもりで、数字を申し上げさせていただきます。皆さんにおかれましては釈迦に説法かもしれませんが、お付き合いいただきたいと思います。

まず、米沢市人口ビジョンに記載されている合計特殊出生率であります。この数字はどこから持ってきたかといいますと、置賜保健所統計情報の資料であります。この合計特殊出生率が、2000年は1.71でありました。そこから10年、2010年は1.6と、0.11ほど低下いたしました。さらにその10年後、2022年ではありますが、さきの10年間から3倍も進行いたしまして、0.36の減少で1.24まで低下したということであります。

この間に生まれた子供たち、現在小学校、中学校に在籍しているわけであります。その小学校や中学校の状態はといいますと、小学校はもう既に統合されたところがあります。中学校は7校から3校に統合されます。

高齢化率であります、令和6年、現在の高齢化率は33.2%であります。その人口は2万5,189

人であります。16年後の令和22年でありますが、本市人口は6万2,079人という数字であります。高齢化率は39%、高齢化人口は2万4,043人です。分母に若干の違いがあるかもしれません。

問題は、この数字というよりも、この少子化、高齢化の状況、高齢化がもたらすのは何かということでもあります。この問題については、本市人口ビジョンにも記載されております。その記載されている意見と、私も同意見であるとも考えるわけでもあります。

まずは市民生活に影響が現れる。それが地域コミュニティや世代間の支え合い機能の低下を招くということでもあります。

また、地域の子育て機能の低下、子供の健全育成にも影響が出てくるのであります。

人口減少と労働力人口の減少が地域経済の停滞を招き、地域経済に与える影響も深刻となり得るのであります。それが地方財政にまで影響を及ぼすということでもあります。

さらには、遠くない将来、約40年後の2065年の厳しく見た人口予測であります。本市の人口は3万9,040人という数値であります。

先ほど来から申し上げております、人口減少が起きて生ずる大きな問題は何かということでもあります。先ほども申し上げました。一つは地域経済の減少であります。そしてもう一つは、労働力の低下なのであります。その先には、市民生活に欠かせない自助・共助・公助の低下ないし消滅であります。だからこそ、今、「少子化から多子化へ」、このスローガンが果たして現実的な道でありましょうか。婚姻率も低下している中で、多子化が可能でありましょうか。多子化を可能にするためには、まず高い婚姻率の下、昭和のベビーブームのような状況をつくらなければいけません。右肩上がりへ、下がることを知らない経済成長、国は大きな支出が伴うプロジェクト、これをどんどん行う必要があります。果たしてこの多子化というのが現実的なのでありましょうか。高齢化も

同様であります。

以上のような状況を考えたとき、人口減少は「too late」で、打つ手なしなのでありましょうか。

私は、多子化の希望を捨てたわけではありません。私は、実際に人口が急激に増加しなくとも、それを補える方策があると思うのであります。それは、交流人口の増加であります。関係人口も含まれると思います。交流人口が増えることにより、経済が流動化するのであります。人が集まることにより、活気が生まれるのであります。活気が生まれることにより、市民の希望も湧くのであります。

交流人口とは何か。交流人口とは、観光活動やビジネス活動、出張や会議、イベント、また学術会議や研究活動、交流活動などです。その中身は、宿泊や飲食、消費や商談、地域の祭り、スポーツイベント、コンサート、展示会、学会やセミナー、研究会などです。実際には市外から人を招き入れて消費を拡大させる交流人口の拡大を目指すことが現実的であると考えます。

その中でも、観光振興は交流人口の拡大に大きく寄与する大切な施策であります。経済の流動化につながる消費を呼び込む施策として非常に大切であること、そして、その考えは市長から担当課まで、さらには全職員に至るまで、認識を共にする必要があると私は考えております。

ここまで申し上げた上でお尋ねいたしますが、市長はどのように考えているか、大局的なお考えを伺いたいと思います。

さて、この交流人口の拡大であります。私は先ほど定義を申し上げました。その中で、継続的に、そして効果的に人口の交流が見込めるのは観光施策であると私は申し上げました。

本市では、観光施策をどんどん進めるための計画を作成しております。それは第4期観光振興計画であります。この計画の目的には、交流人口の拡大を目指し、経済活性化に寄与すると述べられ

ております。そのために必要なソフト面の整備、ハード面の整備が述べられております。

この第4期の計画は、令和3年に策定されまして、令和7年に改定を迎えるわけでありまして。私は、先ほどから申し上げているように、人口減少に対応するために必要不可欠な施策であると申し上げております。大きな施策であると私は申し上げております。しっかりと未来を見据えた改定を行ってほしいものであります。

そのためには、まず第4期観光振興計画の検証をしなくてはなりません。ソフト面・ハード面がどのくらい進捗し、どのような実績なのか、お知らせ願いたい。

また、その実績であります、進んでいない事業があるのであれば、それはなぜ進まないのか、理由や課題をつかんでおりましたら、お知らせいただきたいと思います。

もしその進まない理由の中に財源の問題があるのであれば、ここは知恵の絞りどころであります。国を頼るのか、県を頼るのか、大きな資本を投下してもらおうのかであります。そのようなことも考えるところでもあります。しかし、その前にやらなければいけないことがあります。それは、本市がしっかりと覚悟し、決意を示すことであります。

おもてなし山形県観光条例というものがございます。御存じであると思いますが、県はこの条例を基にして、力強く観光施策を進めているところでもあります。しかしながら、この県の施策に全て頼る、委ねる、そういったわけにはいかないのです。この県の姿勢を見習うべきものは見習う、その姿勢が必要であると思うところでもあります。

この条例の中には、力強く財源まで書かれているのであります。そのことを条例にまで記載したということを見ると、言わば決意表明と言うべきものではないのでしょうか。本市にはまさにこのような覚悟が、決意が必要だと思うところでもあります。覚悟を示せば行動が起こる、行動を起こ

せば人が動く、人が動けば活力が出る、活力が生まれればそこに希望が生まれる。そのような覚悟を、決意を示すために、本市でも県同様の観光振興条例の制定を考えてみてはいかがかと思うのでありますが、お考えをお知らせいただきたいと、このように申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 私からも、鳥海議員からお話ありがとうございました。沖縄市、桑江市長の御計報に際し、心から哀悼の誠をささげたい、このように思います。

それでは、鳥海議員の御質問にお答えいたします。

私からは、本市の観光振興計画の力強い改定と県同様の観光振興条例の制定をに関し、人口減少に対処するために観光振興が効果的だと思うかどうかについてお答えいたします。

人口減少は、本市のみならず全国の自治体が抱える最大の課題であります。現在の人口減少の姿は、言わば20年前から現在までの施策の積み上げの結果であり、国を含めた失政の結果でもあります。したがって、本市も含め、人口減少が加速している自治体の人口を数年間で回復に転じさせることは、極端な移民政策でも取らない限り、極めて困難であります。

それでも、私が子育て支援など少子化対策に注力するのは、10年後、20年後の人口増に向けた流れを実現させるためであり、また、今後も続く人口減少のペースが加速するのを少しでも和らげるといった目的のためであります。

地域の人口減が確実な中、鳥海議員御指摘の交流人口、関係人口を増やすことは、地域の活力を維持・発展させ、持続可能な地域社会を実現するためには極めて重要な役割を果たすものと思っています。

この点において、鳥海議員御指摘のとおり、観

光産業は多大な潜在力を持っております。観光客を地域外から呼び込むことにより、飲食店や宿泊施設、小売業者など、地域の様々な業種に経済効果が波及するなど、地域全体の活性化に寄与することが大いに期待されます。

さらに、観光を通じて地域の魅力を知ってもらうことをきっかけに、移住・定住を検討する人々を増やすことも期待できます。多岐にわたって大きな効果をもたらす可能性を持っており、本市の成長戦略の重要な柱の一つであると捉えております。

鳥海議員御承知のとおり、本市は上杉家・伊達家ゆかりの貴重な歴史や文化、米沢牛に代表される豊かな食、個性あふれる温泉地など、国内外の観光客を魅了する観光資源に恵まれています。これらをより一層磨き上げていくとともに、裾野の広い観光産業が生み出す大きな経済効果を米沢市全体で受け止められることができるよう、市民の皆様、関係機関、事業者の方々とスクラムを組んで、全力で取り組んでまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、障がい者福祉サービスについての6月定例会一般質問で指摘した状況は改善に進んでいるかについてお答えいたします。

6月定例会の一般質問において、障がい福祉サービスに関する御指摘は、1つ目として利用実績の少ないサービスの担い手となる資格保有者の養成について、2つ目として移動支援事業におけるガイドヘルパーなどの報酬単価見直しについて、3つ目として障がい福祉サービスの周知についてございました。

初めに、障がい福祉サービスの周知につきまして、ふだんから障がいのある方と接する機会の多い支援者・支援機関への周知の強化が有効であると考え、民生委員児童委員や介護保険分野のケ

アマネジャー、障がい者の相談支援事業所に向けて、改めて情報を発信いたしました。

具体的には、今年6月末に開催されました民生委員児童委員連合協議会障がい福祉部会の研修会において、障がい者差別解消に向けた説明と併せ、障がい福祉制度やサービスについて冊子などを配付し、周知を図りました。

介護保険のケアマネジャーに対しては、今年8月には東部地区の居宅介護支援事業所等に向けて、また、10月末には市全体を対象とした米沢市介護支援専門員連絡協議会研修会において、障がい福祉サービスの具体的な内容や利用の流れなどを説明しております。

実際の事例などをお示ししながら、高齢者の御家族などで障がいにより生活のしづらさを感じている方や困っている方がおられた場合に、どのような支援方法があり、どのように利用までつなげるとよいかを具体的にお伝えする機会となりました。

障がい者の相談支援事業所に対しては、毎年サービス内容や事業所一覧を掲載した「障がい福祉サービスガイド」の改訂版を配付しており、制度の変更点や本市の支援体制について、適宜共有を図っているところです。

また、市民に対する周知としまして、広報よねざわ12月1日号において、12月3日から9日までの「障害者週間」の啓発活動及び「声の広報」や「障がいのある人への移動支援」について、情報発信を行っています。紙面の関係上、細やかな内容まで掲載することはできませんでしたが、広報よねざわを音訳したCDを配付している「声の広報発行事業」について、対象要件と費用をお示しし、「障がいのある人への移動支援」の項目では、移動支援事業の内容と対象要件などを掲載したところです。

今回のことが、少しでも多くの方に情報が行き届き、認知される機会となることを期待しています。

今後も様々な機会や媒体を活用し、周知啓発を行い、支援を必要とする方に制度やサービスについての情報が届くよう取り組んでまいります。

続いて、利用実績の少ないサービスにおける資格保有者の養成や移動支援事業の単価見直しなど、担い手不足の解消に向けた取組についての進捗状況ですが、資格保有者の養成・確保については、今年度も県の委託により山形市の社会福祉法人が行動援護サービスの従事者養成研修を実施しており、その内容や対象者の規模を踏まえますと、本市が独自に取り組むことは困難であると考えております。

このことから、本市としては、県が実施している養成研修について、市内事業所に対して周知するだけでなく、積極的に参加を呼びかけていきたいと考えております。

あわせて、議員お述べのとおり、県への働きかけも重要です。今後、機会を捉え、置賜での実施について、県に要望してまいります。

移動支援事業の報酬単価を見直し、事業所がサービス提供しやすい環境を整えていくことについては、現在課題の整理を進めているところです。

移動支援事業の現状としては、人員・人材不足問題が挙げられ、移動支援サービス従事者の確保が課題となっています。

人材養成、人材確保には時間を要することから、本市としては改めて事業所における個別の課題やサービス提供に係る実態を把握してまいります。

また、限られた人材とサービスの提供体制の中で、対象者の移動に関する課題を解決するためには、対象者に寄り添い、専門性を持ってサービスのマネジメントを行う相談支援事業の充実・強化が必要です。

そのため、第7期障がい福祉計画にも掲げ、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備などの体制づくりを進めていきたいと考えております。

今後も対象者のニーズ把握と必要な支援体制の整備については、地域自立支援協議会での協議や各種障がい福祉に関する計画策定に向けたアンケート調査などを活用し、実態把握と課題の整理を進め、施策立案や事業展開に反映していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、2番、本市の観光振興計画の力強い改定と県同様の観光振興条例の制定をについてお答えいたします。

初めに、(1)第4期観光振興計画の進捗状況はどうかについてですが、この計画では、具体的な取組に関する22の基本施策を定め、その中でも特に集中・加速化して取り組むべき4つの施策を「リーディングプロジェクト」と位置づけ、重点的に推進してまいりました。

このリーディングプロジェクトの進捗状況であります。1つ目の「観光DXを活用した観光誘客プロジェクト」についてですが、米沢市版DMOを中心とし、観光DXの技術を活用したマーケティングの実施により、主要ターゲット層に的確な誘客プロモーションを展開することで、観光入り込み客数の増加や滞在時間の延長、客単価の上昇につなげ、観光消費額の増加を目指した取組を進めてきました。

令和4年度から、道の駅米沢等において、車両・人流データや、市内ホテル・旅館などの宿泊データなどの収集を進めてきたほか、そのデータを分析・可視化して効果検証を行う仕組みも令和5年度に完成しており、現在、データ分析の精度をより高めつつ、そこから導かれた観光施策を市内の観光事業者などと連携して展開することで、本市における観光消費額の拡大につなげていきたいと考えております。

次に、2つ目の「広域連携推進プロジェクト」についてですが、滞在型観光の振興による地域の

活性化を図るため、置賜地域及び近隣の福島県域などに存在する観光資源をおのおの磨き上げ、観光地を戦略的に連携させることにより、来訪者の長期滞在を促進し、交流人口の拡大につなげる事業を実施してまいりました。

具体的には、会津若松市、喜多方市と連携し、3市の温泉とラーメンを巡るスタンプラリーを実施しているほか、ふくしま田園観光圏の10市町村との連携により、本市の道の駅や観光スポットを対象としたデジタルスタンプラリーの事業を実施し、域内周遊による地域経済の活性化を促進してまいりました。

さらに、道の駅米沢の総合観光案内所では、旅行の個人化・少人数化に対応いたしました置賜エリア内の魅力を伝える着地型旅行商品の造成・販売を計画的に実施してまいりました。

次いで、3つ目の「DMO推進プロジェクト」については、令和4年5月に米沢市版DMOを設立し、観光を通し地域が稼げるための観光マネジメント体制の組織整備を進めてまいりました。

また、観光分野における情報DX化を通じて、今後の観光戦略を策定するために必要となる宿泊や移動、購買などの観光データを集約するプラットフォームを構築したほか、地域の魅力磨き上げ事業として、本年からDMOの会員を対象として、観光施策を展開する上での費用支援並びに伴走支援事業を展開いたしました。

あわせて、国内外におけるプロモーション事業や海外に向けた地域内商品の紹介などの地域商社事業を実施し、観光地域として稼げるための土台づくり、環境整備に努めてまいりました。

最後に4つ目の「西吾妻山×天元台高原×白布温泉エリアリボーンプロジェクト」については、令和2年度からの5か年事業として、官民協働のコンソーシアムとして設立いたしました「天元台×白布リボーン協議会」を推進主体に、エリア公式ウェブサイトの構築やSNSなどを活用した広報プロモーション活動を展開してきたほか、電

動マウンテンバイクによる周遊ツアーや、天元台の自然環境を生かした「手ぶらでキャンプ」などの新たなアクティビティーを実施してきました。

また、ハード整備としては、天元台における雲上テラスや、温泉街中心部の交流拠点スペース「やまの湯けむり広場」などを年次計画に基づき整備し、令和7年度からの自走化に向けた準備を進めているところです。

以上、4つのリーディングプロジェクトのほかにも、約100項目の主な取組内容を定めて取り組んでまいりましたが、これらの進捗管理につきましては、毎年度、観光振興に関わる有識者などで構成されます米沢市観光振興委員会に中間及び最終報告を行い、具体的な取組状況の共有とPDCAサイクルに基づく評価、改善に向けた意見交換などを行っております。

現時点では、おおむね計画どおり進捗しているものと認識しておりますが、コロナ禍などの影響により一部成果が出ていない施策もあるため、残された期間で成果が現れるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、(2)の観光振興計画をさらに進めるために必要なことは何かについてお答えいたします。

第4期観光振興計画では、本市の持続可能な観光を推進していくため、ソフト・ハード両面から多角的な取組を行ってまいりましたが、その中で本市観光の顔とも言える観光関連施設などについては、より多くの観光客に快適に施設を利用してもらうため、不具合等がないか定期点検しながら、年次計画に基づき修繕や改修を行いつつ、多様化するニーズに合わせた機能強化に努めてまいりました。

一方で、本市の観光関連施設などは、経年劣化による建物や設備の老朽化が進んでいるものが数多くあるほか、インバウンド対応として多言語表記の観光案内板やWi-Fi環境の整備、加えて緊急対応が必要な修繕など、限られた財源の下、

年次ごと平準化を図りながら実施していますが、思うような整備が難しいものもございます。

また、インバウンドの受入れには、各地の観光地を周遊する観点から広域連携が重要であります。民間の宿泊施設などにおいては、近年、インバウンドや富裕層を中心に高い快適性と上質な観光サービスを求める旅行者のニーズが高まっているものの、特に温泉地においては、インバス・イントイレやバリアフリーに対応した宿泊施設が圧倒的に不足していることや、点在する廃屋などが景観を阻害し、観光地としての魅力が十分に伝わっていないことが課題となっています。

こうした中、受入れ環境に関するハード整備への対応としまして、昨年度から今年度にかけて民間事業者の施設改修ニーズを取りまとめ、米沢市版DMOの実行組織である株式会社プラットヨネザワが観光庁の地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業補助金を活用し、旅館の外観改修などのハード整備を行ってまいりました。

今後も観光関連事業者の皆様と連携を取りながら、国の補助金やクラウドファンディングなど幅広く財源確保に努め、豊かな観光資源を磨き上げ、観光客の皆様の満足度の向上や滞在時間の延長につながる取組を進めていく必要があると考えております。

次に、鳥海議員から御提案のありました、おもてなし山形県観光条例のような条例を本市においても制定すべきではないのかについてであります。この県条例を見ますと、観光振興が経済活性化の手段だけではなく、県民の誇りと愛着を醸成し、活力ある地域社会を形成するものとして、全県的な取組で推進すること、そして観光業界や観光関連団体だけでなく、県民にも広く参画を位置づけるとともに、行政にも財政上の措置を含め、より積極的に関与していくことが規定されています。

また、他自治体におきましても、近年、観光振

興を重要な施策と位置づけ、同様の条例を制定しているところが増えてきております。

本市におきましても、観光振興を図っていくことは重要な政策の一つであり、そのためにも観光振興に関する基本理念や、市民・関係団体・事業者及び行政の役割や責務を明らかにすることは非常に意義のあるものと考えられます。

鳥海議員からの御指摘を踏まえ、先行自治体が条例の制定に至った経緯や背景なども調査するとともに、本市観光振興委員会などでも議論しながら、研究してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） ありがとうございます。

まず、障がい者支援に関してであります。

一通り答弁いただいたわけなのですが、進んでいる部分と足踏みしている部分と、いろいろあるかと思います。

私は、まずガイドヘルパー、そして同行援護、そういった言葉を皆さん御存じなのかと思うのです。恐らく知らない方がほとんどだと思います。このような状態なのです、まだ。ですから、そこをもっと広めて、そして認知を高めた上で、やはり資格者を増やさないと根本的な解決にはならないと考えているわけです。ですから、その周知と、その資格と、そういうことであつたわけなのです。

私は、先ほども壇上で県とも絡むというお話をしたわけなのですが、そういうこともあるのですが、すぐ来月からということにはいかないとは思いますが、その方向で進めることは私は間違いではないと思うのです。ですから、少しずつでもいいから前に進むようなことをやっていってもらい、そういうことをすることが障がい者の方にいいサービスをもたらす、福祉をもたらすということに私はつながると思いますので、ぜひそういう方向で努力していただきたいと思うわけなので

すが、もし答えがあったら後ほどいただきたいと思います。

次に、観光振興計画です。

先ほど安部産業部長からいろいろ御報告いただきました。ソフト面・ハード面で進んでいる部分、進捗した部分もあるということでもあります。

壇上からも申し上げましたが、やはり外から人を呼び込む、これが最大のポイントであると思はれますし、そのある部分がソフトの面だと思うわけです。やはり目に見えるものというのは圧倒的にハード的な設備の部分の大きいわけです。ここをどんどん進めていかなければいけないと思はれるわけなのであります。ぜひ振り返っていただいて、過去どういうことをしたときに観光客が大きく米沢に、押しかけると言ったら言い過ぎかもしれないのですが、そういう状況ができたのか、どういうことをやったときにそういう効果が現れたのかということを検証しながら、第5期の計画に私はつなげてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 先ほども申し上げましたけれども、本市の観光施設は大変老朽化している施設が多くあります。そういう中で、様々なソフト事業もやっておりますけれども、その際の観光客の入れ込み客数とかも並行して調べております。どういったイベントが効果があるのか、また施設を整備したことによってどういうニーズがあるのか、そういうことを検証することは非常に大事だと思っておりますので、ぜひ御指摘いただいた点も含めて、振興計画の中で考えていきたいと思はれます。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） やはりそういった計画をどんどん進めるためには、私は財源が必要だと思うのです、財源が。これがしっかりしていないと、どんな計画も絵に描いた餅、そのような形で終わってしまうと。しっかりとした裏づけが私は

必要だと思います。

事例を挙げさせていただきます。どことは申しません。今、宿泊税に取り組んで、観光設備、先ほど交流人口の定義を申し上げました、その交流人口の定義の中でいろんなことがありましたけれども、そういったものの整備に使おうと、財源にしようということで、宿泊税を制定した市がございます。どことは申し上げません。そういう市がございます。そこは、もう数年前に制定して動いているということで、結果も出ているということでありました。

ほかには、今、その条例を制定するために、市民の皆さん、業者の皆さん、関係者の皆さんと委員会を開いていると。委員会の中でいろいろ協議をしている、意見ももらっていると。結果から言うと、早くやってくれということなのですが、そのこのある市では、やはりスポーツを中心とした観光で進めていきたいということを申し上げておりました。その施設の整備のため、また周りのインフラのために、今までの財源では足りないので、今回宿泊税を制定しようと思うと。もくろみの中の収入がどのぐらい上がるのかというところで、その税の金額、単価の設定にもよるわけなのですが、大体意見がまとまったところでは4億円から5億円くらいは見込まれるのではないかと。ところで意見がまとまったところでもあります。そのように計画的にしっかりと、計画の中にも含まれるのでありましようけれども、その財源をどうするかということセットでやってらっしゃる。そのためにも、やはり宿泊税ということ私をしっかりと今後考える必要があるのではないかと。思はれるわけなのです。

県の条例も引き合いに出しましたが、そういった条例を制定するということは、市が決意を表明するということでもあります。私はそう思うのです。法律に書くと、簡単に言えばそういうことでありますから、行政として将来における市の在り方を表明する、こういうことを言っている

と私は思うのです。そういう覚悟を持って、ぜひこの計画の今後の中身をしっかりと考えていただきたい、そこまで考えてつくっていただきたいと思いますと思うわけなのですが、いかがお考えでしょうか。私はそこまでしっかりと考えていただきたいと思うのです。どうでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 地方自治体として、様々な自主財源を確保していく、そして様々なサービスを提供していくことに使っていくということは非常に大事な視点でありますので、こちらにつきましても御指摘を踏まえまして、観光振興計画策定の中でぜひ検討させていただきたいと思います。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） もっと踏み込んだ答えをいただきたいとも思うわけなのですが、今後の進め方を見守らせていただきたいと思います。

先ほどの事例の都市なのですが、一つの市はもう実際に制定して、設定した宿泊税を基金化して、運用している。その市は、議員発議で条例を制定したそうです。

もう一つの現在進行しているところは、行政側でちゃんと検討委員会を設置して進めている、そういうところでありました。

ぜひ行方を見守らせていただきたいと。場合によってはそういったことも私は考えられると思います、条例の制定は。

先ほど障がい者について、後から聞くと申しましたが、いかがでございますか。そして、市長には最後に先ほどの宿泊税についての考えを私はお聞きしたいと。やはり地方行政といえども、自主財源を持たなければいけないと。入る財源が少ないから、つくる必要はないべと、もしそのような答えがどこかであるのだとすれば、何を言っているのだと私は思うわけであります。しっかりと自分たちの足元を見て、そういうことも設定していかなければならないと思うわけであります。先ほどの障がいと一緒にお願いいたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員仰せのとおり、事業の名称を知っていただくというのは、入り口になるものになります。ただ、最近、福祉サービスの事業名称は相当多くなってきております。それを一つ一つ理解していただくためには、やはり何回も何回も周知を進めていく、また様々な方々への周知を広めていくということが非常に重要なことと捉えております。社会福祉課だけではなく、健康福祉部全体としてそのような名称についての周知、事業の周知については努めてまいりたいと思います。

その事業の名称を知った上で、「私もこの仕事に就きたい」と思う方々が出てくることも予想されますので、ぜひ研修に向けては県の力も借りながら進めていくような方向性で考えております。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。

宿泊税でありますけれども、議員御案内のとおり、これは法定外目的税でありますから、地方自治体が条例を制定し、かつ総務大臣への協議、同意が必要になると。かなり本気度が示される制度になります。

既に東京都、そして金沢、京都、福岡といったところでも導入されていることは承知しております。

自主財源を得るということは非常に大事なことでありますし、やはり財源がなければ絵に描いた餅になるわけですから、本気でやるならば財源を確保するということであろうと思いますので、様々な方々の話をきっちり聞きながら、また議会の皆様と御意見も交換しながら、研究を進めていかなければならないと思います。やるならば大変大きな作業になろうかと思いますし、しっかりしたプランも必要になろうかと思いますので、ただ、観光というものは冒頭申し上げたとおり極めて重要な分野であることは間違いありませんから、どういう財源を調達するのかということも含め

て観光振興計画はつくらなければいけないという問題意識はぜひ共有したいと思います。

○相田克平議長 以上で21番鳥海隆太議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~  
午前11時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、子育てしやすいまち・米沢を目指して外1点、2番成澤和音議員。

〔2番成澤和音議員登壇〕（拍手）

○2番（成澤和音議員） 一新会の成澤和音です。

一般質問を前に、姉妹都市である沖縄県沖縄市の桑江朝千夫市長が昨日、入院先の病院にて御逝去されました。人当たりがよく、特にFIBAバスケットボールワールドカップが開催された沖縄アリーナの建設など、優れた政治手腕をお持ちの方でした。道半ばでのこのような知らせに、非常に残念に思います。心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に移ります。

私からは、子育てしやすいまち・米沢を目指すと、ネーミングライツの導入を行えないかの2点を伺いたいと思います。

御承知のとおり、日本は少子化を通り越し、超少子化社会に突入しています。出生数は2016年に100万人を割り込んで以降、19年に90万人、22年に80万人を下回るなど、コロナ禍も相まって、たった6年で20万人も減少してしまいました。さらには、今年は70万人を下回ることが予想され、ここ数年で少子化のスピードが加速しています。

本市の出生数も、2000年に878人だったのが、10年に710人、23年には374人まで減少しております。

一方で、岸田文雄前首相は、2030年までが少子化傾向反転のラストチャンスと位置づけ、少子化対策の加速化プランを打ち出し、児童手当の所得制限を撤廃、第3子以降の手当の倍増を図りました。また、こども家庭庁が創設され、間もなく2年がたとうとしています。

次元の異なる少子化対策として、出産・子育て応援交付金及び伴走型相談支援の制度化、育児休暇取得を推進する法整備など、様々な施策を講じてきましたが、少子化のトレンドは解消されずにいます。

少子化対策は、正直、財源根拠と特効薬がないのも現状です。ですが、手をこまねいていると解決することはできません。しっかり国の果たす役割、地方自治体の行うべき責務、この両輪で若者や子育て世代にコミットする政策が必要だと考えます。

それでは質問に入りますが、小項目1、（仮称）子ども・未来推進部局を新設できないかです。以前も伺った内容ですが、近藤市長へは初めての御提案となります。子育て政策は私の一丁目一番地ですので、改めて取り上げさせていただきます。

本市では、業務の拡大や子育てニーズの多様化に伴い、旧こども課を子育て支援課、こども家庭課の2つに改編し、さらにはこども家庭センターを新しく設置しました。以前は1係だったのが、今では2課1センター体制と拡充されました。

子育てに関する悩みは御家庭によって異なり、多種多様なニーズに応えていかなければならない時代となりました。

以前の一般質問で御提案させていただき、健康課の母子保健業務を子供関連の課に移管したことで、生まれる前から就学後まで、子育て環境におけるシームレス、途切れのない対応となります。一方で、子供に特化した部署に関しては、実現には至っていません。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、（仮称）子ども・未来推進部局を新設することで、米沢は

本気で取り組んでいくのだというアピールにもなるはずです。

さらには、大人、高齢に特化した従来の健康福祉部とすることで、これまでよりもめり張りある行政サービス、さらには思い切った政策支援ができると思いますが、改めて市の方針を伺いたいと思います。

小項目2、本市の目指す子育て政策について伺います。

市長の肝煎り事業として、給食費の完全無償化を実現しました。また、これまでも本市独自に18歳までの医療費の無償化や第3子における幼児教育の完全無償化を果たしている反面、多額の事業費がかかっているのも実情です。

今後は、限られた財源の中でしっかりとした子育て政策や少子化対策を行っていく必要があると思いますが、本市における子育て政策のビジョンについてお知らせいただけますでしょうか。

追加の財政負担を考えた場合、なかなか一自治体だけでは大胆な政策というのは難しいかもしれません。しかしながら、思ったよりも負担が少ない支出ゼロ事業もあるかと思います。例えば、利用料金の減免措置です。

今夏、熱中症対策として、夏季休業期間における各小学校のプール利用が禁止され、子供たちからは残念な声が大きく聞かれます。一昔前までは、自宅から水着で学校へ泳ぎに行った子供もいたのが懐かしく思います。子供たちにとっては、プールが利用できなくなり、一夏の思い出が失われてしまいました。このまま利用中止とする場合、本市の子育て政策は一步後退してしまうのではないかと懸念しています。

その代わりと言っては何ですが、代替施設として市営プールをもっと利用してもらう取組はできないのでしょうか。暑さ指数でも基準を下回る日がありますし、涼しくなった夜間に利用できるのも利点です。利用料金も低額なため、子供料金を無償化したところで、そこまでの負担が強い

られることもありません。公共施設において、こういった利用料を減免した子育て政策を打ち出せないのでしょうか。

小項目3、米沢市の核となる子育て支援の拠点整備について伺います。

アクティー米沢を改修して、屋内遊戯施設くてもできて1年が経過しました。特に間もなく迎える冬において、子供たちが伸び伸び遊べる環境があるのは非常にうれしいことです。

そこで伺いますが、現在の利用状況、そして運営してみてもの課題等は何かあるのでしょうか。お知らせください。

もう1点、アクティー米沢前にあるすこやか広場に大型遊具を整備し、晴れた日は屋外で、雨や雪の日はくてもで遊べる、本市の核となる子育て拠点を整備できないのでしょうか。

加えて、子供たちの安全安心を第一に考えた場合、くても東側の入り口が狭隘になっているため、人の動線を考慮した駐車場の整備が必要かと思いますが、現段階でどのように考えているのか、お知らせください。

大項目2、ネーミングライツの導入を行えないか。

ネーミングライツとは、公共施設の名前を付与する命名権と附帯する諸権利のことをいいます。具体的に言うと、スポーツ施設などの名前に企業名や社名ブランドをつけることであり、公共施設の命名権を販売し、財源を得る手法です。

最初にネーミングライツが行われたのは、2003年の東京スタジアムが味の素スタジアムに変更されました。これをきっかけに、全国各地のスポーツ施設でネーミングライツが導入され始めました。

本市においても、県営の野球施設や体育施設で命名権がつけられています。

また、本年9月には酒田市でも導入され、体育館やプール、グラウンド、さらには公園について、3企業から年間500万円、さらに数年単位で契約

されており、市の負担軽減につながっているという事です。

私が調べた限りでは、ただいま紹介した酒田市のほか、県、山形市、鶴岡市、南陽市、西川町でも導入しています。施設によりけりですが、金額的にも1施設年額50万円から、高いもので数千万円と、利用者数に応じて変わっているようです。

そこで御提案になりますが、本市の公共施設においてもネーミングライツを導入できないものでしょうか。

また、今年、企業版ふるさと納税を使ってイベントの開催を実施しました。企業にとっても、控除があるため、かなり負担を軽くできるようですが、この企業版ふるさと納税を使って施設広告等も導入できないものでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 成澤議員の御質問にお答えいたします。

私からは、1、子育てしやすいまち・米沢を目指してのうち、(1) (仮称) 子ども・未来推進部局の新設をできないかについてお答えいたします。

私は、昨年12月に米沢市長に就任して以来、「好循環の米沢」を掲げて市政に当たってまいりました。そのスタートは教育、子育てであります。したがって、子育て支援の充実が極めて重要な課題であり、これを効果的に推進するため、様々な施策を検討しておるところであります。

子育て支援に関する本市の組織については、令和3年度に実施しました組織の一部改正において、子供が抱える課題に対してより細やかな対応ができるよう、健康福祉部内にあったこども課を子育て支援課と子ども家庭課に分割いたしました。また、今年度からはこども家庭課にこども家庭センターを設置し、健康課に設置していた母子保健担当をこども家庭課に移設したところであ

ります。議員がお述べになられた「部」の新設はございませんが、子供を取り巻く課題に合わせて、組織の組替えを随時行っているところでもあります。

行政組織につきましては、今般の行政課題が多様化、専門化している傾向を踏まえ、より柔軟でスピーディーな対応が求められております。

一方で、組織を設置する上で、本市の職員数や人口規模なども踏まえ、限られた人員で、かつ最大の効果が得られるよう努める必要があります。

こうした点を総合的に考慮いたしますと、本市では「部」という一つの組織に集約していくという方向ではなくて、むしろ組織の壁をできるだけなくしながら、多様化している子供に関する課題に対して重層的な支援体制を構築していくことが、より効果的であると判断しているところであります。スピード感のある対策を取るためにも、既存の組織間の連携強化をさらに進めてまいりたいと考えています。子供に関連のある分野、就労、福祉、保健、医療、さらに教育など幅広い部局、すなわち産業部、健康福祉部、教育委員会または企画調整部等々が横断的に連携しつつ、その専門性やノウハウを生かしながら、柔軟に支えていく仕組みが重要かと考えます。こうした取組を進めていくことで、新たな組織を設置することに伴うコストや時間を抑えながら、現行の組織の強みを最大限生かして、実質的な支援の強化を図ることが可能と考えております。

今後も子供に関する施策の充実に向けて、関係部局が一体となると同時に、かつ山形県当局、企業や事業所の方々とも連携しながら、子供・子育てを支援していくよう努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、子育てしやすいまち・米沢を目指しての(2)本市の目指す子育て政策はのうち、子育て政策のビジョン及

び（３）米沢市の核となる子育て支援の拠点整備についてお答えいたします。

初めに、（２）の子育て政策のビジョンについてですが、子育て支援に関わる施策は少子化対策にも寄与するものと考えていますが、限られた財源の中で子育て世代のニーズに沿ってしっかりとした子育て支援を行うためには、市だけでなく国や県とも連携した総合的な取組が必要だと考えています。

本市では、国が「地域子ども・子育て支援事業」として定める13の事業全てについて交付金などを活用し、事業を展開しています。

令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定においては、国がこのたび既に実施している事業も含め、6つの事業を新たに定めたことから、産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業など4つの事業を市の計画に新たに加える予定であり、このことにより子育て世代の多様なニーズに応え、地域の子育て環境の充実を図ることとしています。

また、第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査において保護者からいただいた意見で最も多く挙げられたのは、経済的負担に関するものでした。

本市では、これまでも子育て世代の経済的負担軽減のため、市独自の取組として、18歳までの医療費の無償化や第3子の保育料無償化などを実施してきたところですが、さらなる負担軽減を図るため、放課後児童クラブの保育料無償化についても検討作業に入っており、現在、諸課題の整理を行うとともに、今後実施主体となる放課後児童クラブの設置者などから個別に御意見をお聞きしながら進めていきたいと考えております。

次に、（３）米沢市の核となる子育て支援の拠点整備についての屋内遊戯施設くてももの利用状況と課題についてお答えいたします。

くてももの利用状況ですが、令和5年度は10月か

ら3月までの6か月間で大人1万5,842人、子供1万9,294人、合計で3万5,136人の方々に御利用いただきました。

また、令和6年度は4月から10月までの7か月間では、大人1万5,828人、子供1万8,651人、合計3万4,479人が利用している状況です。

これまでの利用者合計は6万9,615人となっています。

また、休日の利用者は4万4,692人で、休日の1日平均利用人数は360人となっています。

平日の利用者は2万4,923人で、平日の1日平均利用人数は101人となっています。

本市では共働きの子育て世帯が多いことが要因となり、平日の利用者が少ないことが課題であると考えています。このことから、平日に保育施設や小学校、長期休暇時の放課後児童クラブなどに団体利用を声がけし、平日利用の向上に努めているところです。

また、利用者には予約いただいたメールへの自動配信によるアンケート調査を実施しており、設備に関することやスタッフ対応、予約システムなどのほか、自由記載での意見も頂戴しているところです。現在のところ、「満足」「やや満足」とする回答が80%を超えており、「やや不満」「不満」とする回答は5%未満の状況です。

いただいたアンケートの回答や意見については、指定管理者と共に毎週確認し、例えばおもちゃや絵本の充実、安全面に配慮し、乳幼児優先コーナーを乳幼児専用コーナーとしたこと、ロビーへの紙パックジュースやアイスの自動販売機の設置など、できる限り対応しているところです。

次に、すこやか広場へ屋外の遊び場の拠点をつくれないか、それに併せて、子供優先の施設とするために駐車場の整備ができないかについてお答えいたします。

同一敷地に屋内と屋外の遊び場が併設されることは、相乗効果も期待でき、子供・保護者にとっても遊びの拠点となるものと考えております。



一方で、夏季の猛暑や冬季の降雪などを考えると利用時期が限られること、冬期間の駐車場の堆雪場所としても利用していることなどの課題や、屋外の遊び場であるワクワクランドの運営にも考慮しながら、屋外遊戯施設の整備については市としての優先順位をつけて総合的に検討していきたいと考えております。

駐車場の整備については、すこやかセンターとアクティー米沢の両施設で共用していますが、平日利用の多いすこやかセンターと休日利用の多いアクティー米沢という施設の特性により、利用者が振り分けられている状況です。

月に数回行事が重なり、満車になることはありますが、現段階で新たな整備は考えていないところ です。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、大項目 1、子育てしやすいまち・米沢を目指しての（2）本市の目指す子育て政策はのうち、子供の市営プール使用料減免に関する御質問と、大項目 2、ネーミングライツの導入は行えないかの御質問にお答えいたします。

初めに、子供の市営プール使用料減免についてですが、本市においては、議員お述べのとおりに、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染防止や、夏の猛暑時の運動の制限や登下校の安全確保と事故防止を図るため、夏季休業中においては小学校のプールは使用していない状況です。

また、昨年度、米沢市立小中学校水泳プール管理要綱を改正し、今年度より小学校プールの使用期間を 6 月 1 日から 1 学期終業式までとしたことから、次年度以降においても夏季休業中のプール開放は行わないこととしております。

夏季における水泳や水遊びといったプール活動は、子供たちにとって貴重な体験であるとともに、

心身の成長に寄与する重要な運動でもあることから、夏季休業中に学校プールが使用できないことにより、子供たちの水泳や水遊びの楽しみや運動機会を減らすことがないように、市営プールを含むスポーツ施設やそのほかの公共施設の利用促進について検討することは重要なことであると認識しております。

以上のことから、市営プールの子供使用料減免という議員の御提案については、学校プールの代替施設としてこれまで以上に多くの子供たちに市営プールを御利用いただく有効な方策であると考えられます。

しかしながら、市営プールに限らず、公共施設を使用する際の使用料は、施設利用者が施設を利用することにより得られる受益の対価として等しく御負担いただくものであり、公共施設という性格上、その金額は利用者の皆様に大きな負担とならないよう、例規等の定めにより適正な金額が設定されています。

また、この使用料収入は、施設の維持管理費用の財源の一部となっており、特に市営プールについては、施設全体の老朽化が進行し、近年においてもシャワー設備修繕やプールサイド平板ブロック修繕及びろ過用循環ポンプ設備改修工事を行うなど、維持管理費用が増大している現状から、その財源の確保は大きな課題の一つにもなっております。

加えて、市営プールの管理運営は指定管理者に委託しており、併せて利用料金制度を導入しているため、施設使用料は全額指定管理者の収入となっております。そして、その利用料金制度は、指定管理者の経営努力が発揮しやすい制度であり、使用料の減免につきましては、米沢市指定管理者制度導入方針において市が基準を定め、これに基づき指定管理者が自らの名前と責任で行うことになっております。

以上のことから、現時点では議員から御提案のありました子供の市営プール使用料を一律減免

することは考えておりませんが、施設の設置者としては、地域の子供たちが安全安心に楽しめる環境を整え、今後もより多くのお客様に御利用いただきたいと考えていることから、市営プールの使用期間中、もしくは小中学校の夏季休業期間に合わせたイベントやスイミング教室の開催、加えて子育て支援策としての効果の検証も兼ね、試験的にプール無料の日などを数日設けることができないかなど、子供たちが利用したくなる機会の創出に向けて、本市関係課や指定管理者と協議したいと考えております。

次に、2、ネーミングライツの導入は行えないかのうち、公共施設においてネーミングライツを導入し、施設運営費の負担軽減を図れないかの御質問にお答えいたします。

初めに、ネーミングライツとは、施設の名称に企業名、商品名などの愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、施設命名権者からその対価を得て、施設の管理運営に役立てるものであります。

したがって、公共施設におけるネーミングライツの導入は、施設の維持管理などのための安定的な財源確保につながり、その財源の活用により、施設利用者及び市民へのサービスの向上が期待できる有効な手段と考えられます。

また、ネーミングライツ導入のそのほかの効果といたしましては、命名した愛称が本市の広報活動やイベントの開催などを通してメディアへ露出することにより、企業名や商品名の宣伝効果やイメージアップが期待できることに加え、愛称をつけた施設の維持や運営に寄与することを通じて、地域の経済、観光、産業の活性化への貢献が期待できることが挙げられます。

ネーミングライツの事業対象となる施設といたしましては、不特定多数の市民が利用する施設や、当該施設の設置目的から利用者の増加や施設の有効活用が期待される施設が考えられ、先例を見ますと一般的に公募にて命名権者の募集を行っ

ており、契約期間に関しては3年から5年間としている例が多く見られます。

山形県内でネーミングライツを導入している施設の一部を御紹介いたしますと、長井市の長井市陸上競技場は、地元に精密部品加工の工場を構える光洋精機株式会社が「光洋精機アスリートフィールド長井」の名称で命名権者となっており、期間を令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間、その金額を3年間で130万円として契約を締結しております。

また、山形市の山形市あかねヶ丘陸上競技場は、山形市に本店を構えるネットヨタ山形株式会社が「ネットえがおフィールド」の愛称で命名権者となっており、期間を令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間、その金額を4年間で1,000万円として契約を締結しております。

このように、ネーミングライツは、命名権者側だけでなく、施設やその管理者側のイメージアップも望めることもあり、市民に寄り添うような施設のイメージになれば、利用者の増加とともに、施設利用料の増収も期待できる事業であると捉えております。

しかしながら、ネーミングライツを導入するに当たり、どの施設を対象にするかについては、慎重な判断が必要であると考えております。特に老朽化が進んでいる施設に関しては、命名権者のイメージが悪くなることも考えられ、募集してもそれに応じていただけないこともあり得ます。

そのため、まずは先進自治体における検討から導入に至るまでの取組について改めて情報収集、研究しながら、スポンサーを募集できる施設の絞り込みに着手するとともに、ネーミングライツを導入する具体的な施設と時期については、次期米沢市まちづくり総合計画及び米沢市公共施設等総合管理計画個別施設計画の見直しによる今後のスポーツ施設の整備計画と整合を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

また、ネーミングライツ導入の検討とは別に、

スポーツ施設への広告看板等の掲示についても検討したいと考えております。

広告看板の設置は、地域の特性やニーズを考慮しながら、地域のスポーツイベントや各種大会に合わせた広告展開を行うことで、地域に合わせた広告展開を行い、地域住民や来場者に対して効果的な情報発信をすることが可能となり、また、地域企業の製品やサービスを紹介することで、地元経済の活性化に寄与することが期待されるものです。

以上のことから、今後、広告看板の設置を行うに当たりましては、スポンサーとなり得る事業所等の有無などについて情報収集に努めるとともに、公園内の景観やスポーツ施設ごとの特性、施設の状態や今後の計画などを考慮し、募集施設及び募集に係る仕様などについて、本市関係課及び指定管理者等と協議してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、2番、ネーミングライツの導入に関する御質問のうち、企業版ふるさと納税を使って施設広告等の導入など、施設運営の財源を確保する手法はできないかについてお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、企業が国の地域再生基本方針に基づいて認定を受けた地域再生計画に記載されている「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対し寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けることができる地方創生応援税制の仕組みです。

本年度におきましては、米沢牛肉まつり事業をはじめ、第1回よねざわ戦国花火大会などに対し多くの企業から企業版ふるさと納税として御寄附をいただき、その額は現時点で1,340万円となっており、本制度が創設されて以来、累計5,330万円の御寄附をお寄せいただいております。

成澤議員のお話にありましており、自治体が

創意工夫して自主財源を確保することは、様々な行政サービスを継続して提供する上で極めて重要な御指摘であります。

こうした考えの下、企業版ふるさと納税を使って施設広告を行うことにつきましては、国が定める地域再生基本方針において、自治体が寄附を行う法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的利益を供与することを禁止しているため、お寄せいただいた寄附を公共施設の広告などに活用することは、この寄附の代償として経済的利益を供与することに該当することから、できないこととされています。

ただし、寄附企業に対してのお礼として、感謝状の贈呈や報道発表などの実施、自治体ホームページや広報誌における寄附企業の紹介、寄附を活用して整備・改修などを行った施設などにおいて銘板などで寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙することは、寄附の代償として経済的利益を供与することには該当しないこととして許容されているところです。

さきに申し上げましたとおり、自治体にとって財政的自立に向けて取り組むことは重要なことです。本市では企業版ふるさと納税の拡大に向け、積極的な取組を開始いたしました。今年度は新たにリーフレットを3,000部作成し、市外に本社を有する企業に対し、企業訪問時に寄附金活用事業と併せて周知PRを行っているほか、企業が実施する公募型の企業版ふるさと納税にも積極的に応募し活用するなど、財源確保に向けた取組を強化しております。

加えて、成澤議員の御提案にある本市の公共施設の維持運営費にも企業版ふるさと納税を活用することが可能でありますので、施設所管課におきましても積極的に周知PRをしていただくよう促すなど、連携しながら財源確保に向けて取り組んでまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） それでは、大項目1点目から再質問させていただきたいと思います。

まず初めに、本市の子育て支援課の業務内容に関して伺いたいと思っています。業務内容を見てみると、支援であったり、そういった項目ばかりあるわけなのです。要するに、本市としての子育て政策をどうしていくのだとか、あとは少子化対策をどうしていくのだというのが明記されていないと。その観点がやはり今の本市の子育て支援課の業務としては足りていないのではないかと私自身感じているところでございます。

そこで、御提案なのですが、資料1を投映していただいてもよろしいでしょうか。

こちらの資料になりますけれども、左側の図に関しましては今の市役所の組織体制になっております。右側が私の御提案になっておりますけれども、先ほど話したとおり子育て支援課の業務を少し見直していく、子育て政策というところにやはり軸足を置いていかないといけないのではないかと考えております。

その下に関しましては、こども家庭課は支援業務に特化して、包括的に支援できるような体制を整えていくというところでございます。

保育課を兼ねそろえて、この3課1センター体制で、私は「部」として発信するというのが非常に大きい意味合い。

下のほうも御紹介しますけれども、健康課というところは、母子健康保健が離れましたので、健康増進、あと例えば今本市でも取り組んでいる健康長寿というところに軸足を置いて、分けて特化していくというところで御提案させていただいたところでございます。

資料ありがとうございます。

最近、各自治体を見てみると、市長肝煎りで部の再編というところが非常に多く目立っております。本市に関しては、総務部長にも確認したところですが、もう何十年と部の再編を行っていないというところでございます。要するに、司令塔に

なって発信していくという、アピールに強くつながるのではないかとと思うところなのですが、改めて質問しますけれども、部の設置は今後も行わないという考え方でしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、子育て支援課においては、議員お述べのとおり子育て支援策を中心として事業を実施しております。これが子育て支援だけにとどまって、子育てに関する戦略になっていないのではないかとのお話もいただきましたけれども、そうではなく、私たちは施策として実施しているということで考えております。子育て支援策を実施することで、少子化対策に寄与する、それはあくまでも一環であると考えております。少子化対策については、様々な機関が連携して実施していくものと捉えておりますので、全ての子育て支援が少子化対策につながるものと考えながら事業を推進しているところです。

また、現在、福祉分野におきましては、重層的支援体制というのが大変重要な課題となっております。この課題を推進するためには、やはり別々の部であるよりも、まとまった部として総合的に動けることが大事かとも考えております。限られた人数でもありますので、別な部を設けるのではなく、健康福祉部一体となって事業の推進、重層的支援なども行っていければと考えております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 何度もお話ししますが、やはり市長がどういうふうにしていくか、政策としてどこに力を入れていくかというところが一番重要なことかと思っておりますし、今回私が参考にさせていただいたのは茨城県の土浦市になります。こちらの市長は、女性の市長なのです。女性が市長になって、初めてこども未来部を設置したということになっています。シームレスな取組を行っていく、アピールをしていくのだというところで設置しました。

本市でもジェンダーとかいろいろ議会のほうでも取り上げられましたけれども、本市に決定的に今足りていないのは、やはり女性目線、子育て世帯目線で取り組んでいくというところ、どうしてもやはり男性、子育てが終わった方々が子育てに関して取り組んでいるから、その目線にならないのではないかと考えているわけなのです。例えば部の設置ではなくても、健康福祉部内に「局」を設置するとか、あとは本県でもいろいろ取り組んでいますけれども市長公室、要するに市長肝煎りの事業を市長直轄の部署をつくってされている自治体もございます。そう考えたときに、本市としても子育てにこれから取り組んでいくのだというスタンス、姿勢を示すのであれば、やはりそういったところもあると思うわけなのです。トップが替わるとまちが変わる。でも、それでもやはり変えられないものに関しては、ビジネスモデルを変えたりとか組織改編をすることによって現場が自然と動いてくる、そういったところもあると思いますけれども、市長、改めて御見解をお知らせいただいてもよろしいでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 成澤議員の御質問にお答えしたいと思います。いろんな考え方があると思っています。ただ、はっきりしているのは、それぞれの首長さんの考え方があるかと思っていますけれども、子育て、教育については、先ほど申し上げたとおり少なくとも「好循環の米沢」ということを掲げて、最初に子供、教育、子育てというのがあるのだということは繰り返し申し上げますし、また、その象徴として具体的にかんりの予算が必要な措置として学校給食の無償化というのをこの1年、展開させていただいたと。ですから、米沢市、本市が教育、子育てに本腰だということは、実はその部局をつくる以上にPRをさせていただいているし、実態が伴うことをやらせていただいていると思っています。

問題は、組織をつくるのが自己目的化しては

いけないと思っていまして、これは国のレベルですけれども省庁再編でも同じことが言われているわけですが、では厚生労働省ができて、はっきり言ってきちとした厚生行政、労働行政ができているかという、大きくなったがゆえに、よく分からなくなった。例えば総務省という役所ができて、自治省と総務省が一体となって、郵政関係がきっちり細かくできたかという、巨大過ぎて分からないと、こういう指摘も受けているのです。ですから、組織改編論というのは、私もこれまで関わってきたことがありますけれども、組織ができればいいというものではなくて、やはり政策のメッセージを伝えることは議員おっしゃるとおり重要です。ですから、具体的に伝えていくことはありますけれども、組織をつくれれば全て片づくということではないので、そこは議員も十分御理解していただいた上での御提言でしようし、おっしゃるところでなるほどと思う点多々ございますから、参考にさせていただきたいと思いますが、現在我々としては、子育てについては非常に多様化、重層化していますから、様々な部局が例えばプロジェクトチームをつくるであるとか、情報を共有するとか、そういったことで柔軟に専門性を持って動いていただくことが望ましいと現時点では判断しているところでございます。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 今、省庁の件もありましたけれども、やはりすごいインパクトがあったと思うのは、こども家庭庁が新設された。要するにそこが司令塔になって発信していくのだというところを感じたわけでございます。総務省が大きいとか、そんな話になりましたけれども、やはり今の健康福祉部は少し大きくなりつつあるのではないかと。子供から高齢者まで幅広くやって、連携という話がございましたけれども、やはりここが大きくなり過ぎているのを明確に分かるように分けてもいいのではないかとこのところで

ございます。

やはり米沢は、いろんな事業をやって、給食の無償化もしかりですけれども、事業だけではなくて発信、アピール、どこが司令塔になっていくのだというところの、そういったところで子供に特化した部局があつていいのではないかと、そこが司令塔になって米沢の子育てを発信していくのだというところを私は提案させていただきましたので、ぜひ改めて近藤市政になってから御検討いただきたいと思うところでございます。

小項目2に移りますけれども、あまり細かいことまでは話さないのですが、学童の無償化に関して少し私も疑問に思っているところがございます。そのもっと一歩手前に関して、例えば保育園料も今非常に高額になっておりまして、階層区分であればD3以上の世帯に関しては収入の10%以上が保育園料にかかっているわけなのです。では次に第2子、第3子までいけるかと思ったときに、学童を利用しない子供たちはいっぱいいますけれども、保育園に関しては結構な利用者がいるわけなのです。やはりそこはそれこそ優先順位かと思うわけでございますので、そこら辺を御検討していただきたいと思いますけれども、この件に関してはいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 保育所の保育料の減免につきましては、様々に支援策を講じて今までもやってきたところです。

このたび県のほうでも軽減策が示されておりますので、本市としてはやはり独自財源にも限りがございますので、県のその制度を活用させていただきながら、進めていくという方向で考えております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） もちろん学童の無償化の検討に関して、もし導入する場合は事業費がかかるわけです。そうなったときに、優先順位が必要ではないかというところを思ったわけなのです。

要するに、子供を何人持っても負担がなければ次の第2子、第3子といくのではないかと、そこが私の考え方でございます。

先ほどプールに関しまして話が出ましたけれども、やはりもう小学校ではプールは難しいのかというところで、いろいろ無料の日をつくったりとか、あるということでした。

また、6月30日から8月、約2か月ちょっとぐらいしかプールを使えないわけです。どうしても夏の一定期間だけということで、非常に短い期間だと思いますけれども、市営プールを活用してもらえるように、ぜひ手だてを打っていただきたいと思いますし、例えばスイミング教室だったり無料の日に関しましても、先ほどあった企業版ふるさと納税を使ったりとか、あとスポンサー制度をつくってスイミング教室をやってもいいのではないかと思うわけなのです。ここをぜひ、利用者数が1,000人でも2,000人でも増えていけばいいと思いますけれども、具体的な取組としてはいつぐらいからしていきたいとか、検討はしておりますでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほど教育長から答弁させていただきました、子供が水に親しむようなイベントの創出でありましたり、あるいは競技力の向上に資するような水泳教室、そういったものの実現、それから夏休み期間中に無料の日といったものを設定できないかという検討については、指定管理者と協議を進めまして、来年度から可能であれば実施していきたいと考えております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） ぜひ、来年夏は使えないということが分かっているのであれば、来年の夏に対策を打てるように取り組んでいただきたいと思います。ぜひお願いします。

それと、例えばですけれども上杉博物館に関しては、利用料金制ではなく、利用料金が全部市の一般会計に入ってくるわけなのです。ここは子供

が無償になったとて、影響は全くないわけなのです。私はむしろ、地元の小学生は博物館に多分学校以外で行かないわけなのです。それを無料にして、もっともっと上杉家の歴史を知ってもらったりとか、夏に涼みに行ったりとか、そういった機会をどんどん増やすことで、シビックプライド、郷土愛の醸成につながれば、安いものかと思うのですけれども、いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 上杉博物館の入館料の減免につきましては、今現在も子供の入館料は様々な取組の中で減免しております。例えば学校の授業で見学する場合、さらに、年間4回から5回ほど企画展を実施しておりますが、そのうちの1本について、市内外の中学生以下は無料としております。

加えて、博物館では無料入館日を年に2度ほど実施しておりますし、そういった取組の中で多くの子供たちが博物館を見学していただけるように、今後も引き続き実施していきたいと考えております。一律の無料、減免、免除というのは考えていないところであります。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 承知しました。

改めて今後調査する場合は数値等をお伺いして、例えば本当に地元の小学生がどれぐらい利用しているのか確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、小項目3に移りますけれども、先ほど屋内遊戯施設のお話を伺いました。では、屋外のほうになりますけれども、何となく雰囲気的というと、やはり財政負担も考慮したりとか、ワクワクランドの兼ね合いがあるから、後ろ向きだと感じたわけなのです。私が何でここにこだわっているかということ、米沢の核となる拠点をつくる必要があるのではないかというところなのです。山形市を見ても、道路沿いから見ると大型遊具で遊んでいて、子供がすごいわんさかいるわけなので

す。では米沢はどこにいるかということ、いないのです。すこやかセンター周辺に拠点をつくって、活気のあるところを私はつくりたい。年間、全部の施設を合わせて50万人でも100万人でも集まってももらえるような拠点をつくって、ここが米沢の子育ての中心地だということを私は発信する必要があるのではないかとというところで御提案したところです。場合によっては米沢にある児童遊園、利用者数の状況にもよりけりですけれども、そこを廃止してでも私はここに米沢の子育ての拠点をつくるべきと思うのですけれども、いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほども壇上で申し上げましたように、屋内・屋外遊戯施設の整備については、相乗効果も考えられるというところは十分承知しているところですが、やはり財政状況等も見極めながら実施すべきものとも考えておりますので、今後検討させていただきます。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 本当に山形市も、山形市の例ばかりで大変恐縮なのですが、道路沿いから見ても子供たちがいっぱいいると思うわけなのです。親御さんたちもキャッチボールをしていたりとかするわけなのですが、なかなか米沢の公園を見てもそういった施設がない。ワクワクランドもございますけれども、そういったところをまちの中心地につくることによって、そこから経済的な活動が生まれてくるのではないかと私は思うわけなのです。せつかくあれぐらいのスペースがあって、くてもができて、米沢の行政もあって、であれば、やはり私はここを米沢の中心、子育ての拠点としてつくるべきと思ったところです。

資料2を投映していただきたいと思いますけれども、上のほうになります、くてももの入り口になっております。入り口が大変狭隘で、狭いというところがございまして、下部の写真もお願いし

ます。隣に空き地があるわけです。場合によっては少しこを広げて入りやすくしたりとかしてもいいのではないかと思います。

資料3の投映をお願いします。

これは上空写真の地図です。少し加工していましたが、著作の関係で全部真っ白になりましたが、右上がくてもになりますが、くてもから外に行く場合は、どうしても道路を横断しないといけない。

資料4の投映をお願いいたします。

イメージ図にはなるのですが、ここの黄色い斜線部分、オレンジの斜線部分に関しましては、駐車を禁止したりとか、あとは車の進入を禁止したりして、子供たちの動線を確保したようなものができないか。少しイラストも付け加えたのですが、屋外の施設ができれば、こうやって子供たちが伸び伸びと遊べるような環境を私は整備すべきと思ったところでございます。

駐車場の整備はしないとおっしゃいましたけれども、例えば整備までいなくても、進入禁止とか、そういった措置も検討できるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに東側出入口につきましては車両通行の場合少し狭くなっている状況ですが、今回のくてももの整備に合わせまして、若干ではありますが道路幅は広げているところです。ただ、安全面を考慮し、やはりスピードが出てしまいますと、ちょうどくてももの入り口にもなっておりますので、スピードを緩めていただくという効果もあり、そこはあまり広くしないということ考えているところです。

閉鎖となりますと、今度は西側と北側の2か所になります。入り口が2か所になれば、入ってくる方の利便性を考えるとなかなか難しいところもございます。

また、くてもだけではなく、すこやかセンター、あと健診センターもございますので、駐車場の面

積を狭くする、少なくするということは現段階では考えていないところでもありますので、ただ、今後、屋外遊戯施設をあそこに整備することがあれば、やはり安全性を重視したことを考えなくてはなりませんので、その際には安全性を優先的に考えた駐車場の整備というのは必要になってくるものと考えております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） ぜひ屋外と一体に検討していただきたいと思うわけなのです。ほかの施設を見てみると、屋外と屋内施設が隣接しているので、子供だけで走り回っても大丈夫。でも、米沢に関しては、例えば屋外をつくろうとするとああい動線になるので、一つ御提案なので、一体としてぜひ御検討いただきたいと思います。

ネーミングライツのほうに移らせていただきますけれども、非常に今年導入しているところが多いと思うわけなのです。寒河江市さんもそうですし、酒田市さんも今年から導入されたわけなのですけれども、やはりこれは大至急検討していく。例えばいろんな配慮が必要なのだと思います。スポーツ協会の方への配慮であったりとか、勝手に進めるわけにもいけないと思います。けれども、やはり市の財源確保、さらには維持管理の面を考えたときには、ネーミングライツの広告料をもってスポーツ振興に充てていくということがあれば、多分恐らく理解は深まると思いますが、そこら辺はどうですか。協会との調整というのはあると思いますけれども、早い段階で進めていただきたいと思いますが、改めて伺いしてもよろしいでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 本市のスポーツ施設は、ほとんどが老朽化が進んでおりまして、先ほど教育長からも答弁させていただきましたが、その維持管理、改修・修繕の費用の財源確保は非常に大きな課題の一つであります。そういった意味でも、ネーミングライツについては非常に効果的な事



業であると思っております。

議員お述べのとおり、今年度から導入した市町村も大分おありになるようなので、ぜひ先進事例としてレクチャーといいますか、いろいろ話をお伺いしたり、あるいはそういったことを基に、どのような市内の施設に導入が可能なのかどうかという検討を進めたり、そういったところから着手しまして、当然スポーツ協会でありましたり指定管理者、そして市民の方々の御理解も必要だと思っておりますので、なるべく早期にそういった作業に着手しまして、導入に向けてまずはスタートしていきたいと考えております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） ぜひお願いしたいと思います。

一例を挙げると、例えば人工芝サッカーフィールドに関しては、新しいですし、子供たちも人工芝、人工芝と言っているから、何か愛称みたいなものがあってもいいと思います。

あとは体育施設、先ほど上がったプールであったり陸上競技場、場合によっては小野川スキー場とか文化施設、さらにはバス停等もネーミングライツの対象にしているところがあるということです。幅広い選択肢を持って、通告していいので御答弁はいただけないわけですが、そういった可能性をもっともっとつかんで、市の財源アップに取り組んでいただきたいと強くお願いして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○相田克平議長 以上で2番成澤和音議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市ではこれまでの学校給食におけるアレルギー対応を、今後どのように変えていくのか、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕（拍手）

○17番（太田克典議員） 皆さん、こんにちは。市民平和クラブの太田克典です。

まずもって、年末の何かとお忙しいところを傍聴においでくださいました皆様に、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初当選以来、ちょうど30回目の一般質問になります。

今回の質問は、学校給食のアレルギー対応に関してのみを取り上げました。

10月21日の総務文教常任委員会協議会及び25日の市政協議会で、「米沢市学校給食物アレルギー対応ガイドライン（案）の概要について」が示されましたが、その内容を改めて伺うとともに、本市における今後の学校給食におけるアレルギー対応の在り方を問うものです。

学校給食のアレルギー対応については、これまでも何度か議会で取り上げています。令和4年12月定例会では、新しく整備されようとしている学校給食の共同調理場が、現在の六中の敷地内に建設され、中学校だけでなく六中の建物を利用した統合小学校にも給食が提供されるという当局の提案を受けて、こう質問しました。「共同調理場から統合小学校に給食が提供されるとなれば、例えばほかの小学校では対応できているアレルギー食材に対応できないのではないかと。もしくは、今まで広幡・六郷・塩井小学校で対応できていたアレルギー食材に対応できなくなるのではないかと。こういうことが起きませんか」。それに対して、当時の教育指導部長は、「アレルギー対応については、見直しも含めて取り組んでいきたいと思っております」と答弁しています。この答弁の

意味するところは、ほかの小学校では対応できているアレルギー食材に対応できないということがないように、また、これまで対応できていたアレルギー食材に対応できなくなるという批判が出ないように、アレルギー対応の指針そのものを変えていくというものにはなりません。そして、今まさに新たなアレルギー対応ガイドラインを策定しようとしているということであり、その中身は既に整備が進んでいる学校給食共同調理場のアレルギー対応食材と同じものに変更するということです。

そこで、学校給食共同調理場が整備されることがなければ、さらに学校給食共同調理場が現在の六中の敷地内に建設され、統合小学校にも給食が提供されるということがなければ、今回のような新たな学校給食アレルギー対応ガイドラインが示されることはないのではないだろうかという疑問を抱きつつ、以下の質問を行います。

まず1つ目として、各小学校で現在実施されているアレルギー対応はどうなっているか、具体的にお示してください。

10月21日の総務文教常任委員会協議会では、対応している食材として、卵、乳、エビ以外に、タラ、マグロ、シシャモ、タコ、ホタテ、お魚全般、トマト、ネギ、タマネギ、ニンニク、ミョウガ、パイナップルを挙げていますが、それをどう変えようとしているのか、改めて伺います。

次に、米沢市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン（案）はどのようにまとめられたのか、その過程に問題はないか、伺います。

今回示された新たなガイドライン（案）をまとめるに当たっては、校長会への説明、給食に関係する職員へのオンライン会議による説明を行い、意見を募集したとされていますが、調理師の皆さんには十分に説明がなされたのでしょうか。説明は、市内一斉にオンラインで行われ、内容やスケジュールの説明、質問の時間を合わせて僅か20分でした。しかも、参加は希望する人だけというこ

とが、各学校に配付された8月2日付の事務連絡文書に書かれています。

さらに、意見の締切りは土日を含んで僅か6日後でした。

また、出された意見や回答をどのように周知したのでしょうか。

今回、一般質問を行うに当たり、私は会計年度任用職員、正規職員、それぞれの立場の調理師さん方から直接話を聞く機会を得ました。その人たちの中には、アンケート結果のまとめを知らなかった人もいます。このようなことから、まとめ方に問題はなかったのか、当局の認識を伺います。

次に、新たな対応が始まる時期までのスケジュールはどうなっているか、伺います。

今回示された米沢市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン（案）の概要については、医師会や栄養大学、消防機関、保護者代表、関係職員から成る委員会を開催し、今年中にガイドラインを策定する予定であること、また、施行時期については、小学校は令和7年度、中学校は令和8年度からと記載されていますが、現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

また、これはガイドラインを策定する側のスケジュールですが、保護者への説明など、実際はどのように進められているのか、お知らせください。

次に、中学校でのアレルギー対応食はどのように生徒に提供されるのか、伺います。

令和8年度から提供される共同調理場からの給食は、通常の給食とアレルギー対応食の2種類になります。そこで、中学校での給食提供の流れについて伺います。

具体的には、配送業者が各中学校に給食が入ったコンテナなどを配送し、校舎内の決められた場所に置く。そこから先の流れは、現在どうなっているのでしょうか。そして、それがどう変わるのか、あるいは変わらないのか、伺います。

特にアレルギー対応の給食を誰が直接当該生徒へ配膳、すなわち手渡しすることになるのでしょうか。

うか。配送業者が行うのか、教師が行うのか。

また、配送業者が行うのは配膳なのか、配膳補助なのか。改めて当局の見解をお知らせください。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、初めに、現在、学校給食のアレルギー対応はどのようになされているか。今後どのような対応に変えていくのかについてお答えします。

学校給食におけるアレルギー対応としましては、給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に保護者に配付し、それを基に保護者の指示、または児童生徒自身の判断で、どのような対応をするか、学校と相談しております。

対応のレベルとしては、給食から原因食品を自分で除いて食べるレベル1（自己除去）の対応、原因物質について、全部または部分的に弁当を持参するレベル2の対応、原因食物を給食から除いて提供するレベル3（除去食）の対応を行っており、中学校については自分で除去するレベル1、または弁当持参のレベル2の対応としております。

食物アレルギーの各学校での対応につきましては、令和6年5月時点の調査によりますと、調理過程において除去食の対応を行ったのは18品目で、延べ人数69名となります。

18品目の内容は、卵、エビ、乳のほか、シシヤモ、イカ、キウイフルーツ、サケ、バナナ、リンゴ、トマト、ネギ、ミョウガ、パイナップル、マグロ、ホタテ、タコ、タラなどです。

人数で申し上げますと、卵が21名、エビが12名、乳が5名となっており、3品目の合計は38名となっております。

このうち、レベル3の除去食の対応について、例えばサケアレルギーの児童については、汁物が石狩鍋であれば、サケを除去した石狩鍋を提供し、おかずがサケのフライであれば、おかずの代わり

になるものを一部弁当にて持参する対応を取っております。

ガイドラインの策定によりまして、卵、エビ、乳以外の除去食の対応は行わないことから、今申し上げたサケアレルギーの児童については、除去食の対応は行わず、おかずの代わりになるものを弁当にて持参する対応となります。

一方で、これまで除去食対応とする食材については、学校ごとに判断が任せられており、市内で統一された基準ではありませんでした。

このような状況を改善するために、今後は米沢市学校給食食物アレルギー対応ガイドラインを策定し、特に対応人数の多い卵、乳、エビの3品目については統一した対応を行うことを定めたところです。

このほか、食物アレルギー表示品目対象となっているカニ、そば、落花生、クルミ、アワビ、イクラ、カシューナッツ、マカダミアナッツ、キウイフルーツ、山芋、アーモンドについては、給食で使用しないこととし、当該食品のアレルギーを有する児童生徒及び保護者の方に安心感を与えることができると考えております。

こうしたことから、このガイドラインに基づき、市内全域で一貫したアレルギー食対応を実施することで、保護者や児童が安心して学校生活を送れる環境を整えていくことができるものとなっております。

なお、中学校については、これまでは除去食の対応ができませんでしたが、令和8年度の共同調理場開設に伴い、除去食の対応が可能となり、アレルギー対応としては前進するものと考えております。

次に、（2）米沢市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン（案）はどのようにまとめられたのか。その過程に問題はないかについてお答えいたします。

ガイドライン（案）については、文部科学省から示された学校給食における食物アレルギー対

応指針に基づき、県内及び県外の事例を基に事務局において素案を作成し、令和6年8月2日に小学校及び中学校の校長会で説明を行いました。

また、ガイドライン（案）を学校に送付し、給食に関係する職員に対し、ガイドラインについて意見を募ったところです。

8月29日には、オンラインによる会議を開催し、ガイドライン策定の趣旨及び内容について説明を行い、ガイドライン（案）に対する意見を募集しました。

結果として、小学校7校、中学校4校、計15名から延べ33件の質問と意見が寄せられました。

この寄せられました質問や意見については、事務局で取りまとめを行い、9月13日に学校を通じて回答したところです。

また、この後にも、小学校校長会及び中学校校長会に対し、ガイドライン（案）に係る説明や意見交換を行いました。

さらに、ガイドライン（案）については、米沢市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を開催し、医師会や薬剤師会、消防機関、PTAの代表のほか、県立米沢栄養大学、学校の校長等の各委員から、ガイドライン（案）に対する御意見をいただき、修正を加えたところです。

このように、ガイドライン（案）のまとめ方については、教育委員会のみならず、関係機関との協議を行いながら進めてきたものであり、各学校からの意見や現場からの意見を募り、その結果を基にガイドラインを策定しようとするもので、この過程において問題はないものと考えております。

次に、（3）新たな対応が始まる時期までのスケジュールはどうなっているかについてお答えします。

ガイドラインの施行時期については、策定予定のガイドラインが完成次第、中学校でのアレルギーの除去食提供を除き、来年度からの実施を目指していたところです。

中学校給食における新しいガイドラインに基づく除去食対応については、共同調理場の開設に合わせて令和8年度からスタートする予定です。

しかし、ガイドラインの策定により、これまでの除去食対応とは異なる対応となるお子さんも一定程度いることから、小学校校長会より、その説明はやはり丁寧に行っていくべきであるとの御意見をいただいております。

こうしたことを踏まえ、再度学校側と協議を行い、ガイドラインのうち、アレルギーの除去食対応の部分については、施行時期の見直しを検討しているところであります。

次に、（4）中学校でのアレルギー対応食はどのように生徒に提供されるかについてお答えします。

中学校でのアレルギー対応食については、令和8年度から共同調理場の専用調理室で調理されたアレルギー対応食が生徒に提供されることとなります。

具体的には、医師により診断された学校生活管理指導表に基づき、卵、エビ、乳のアレルギーに対応する除去食が専用調理室で調理され、専用の容器にて安全性が確保された状態で共同処理場から搬送されることとなっております。

中学校ごとに学校のどこに何台のコンテナを配置するのかについては、先頃、学校現場において事業者と共に確認したところです。

その先の流れ、学校側の誰が受け取り、その確認を誰が行うかまでの一連の作業マニュアルについては、現在詳細を決定しているわけではありませので、今後、事業者と受け手側である学校側と綿密かつ十分な打合せを行い、アレルギーを有する生徒に間違いなく手渡すためのマニュアル作成を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） まずは御答弁ありがとうございました。

初めに、演壇からも申し上げましたが、議会に示されたものは新たなガイドラインの概要のみです。これまでいろんな計画、議会に示されているものがあるわけですが、それについては概要とともに本冊という形で計画そのものも議会に示していただいていると思います。なぜ今回、本冊といわれるガイドライン（案）が議会に示されなかったのか。

そしてまた、10月21日の総務文教常任委員会協議会で、私が質疑の中で「どんな意見が出たのか」とお尋ねしましたところ、学校教育課長から3項目の言及がありました。3項目だけではないだろうということで、ほかにも出ている、それをまとめたものがありますねということで、ぜひ提供いただきたいと申し上げましたが、出されませんでした。それはなぜなのか、それぞれお答えいただけますか。どういう認識に基づくものですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

まず、本冊が示されず概要版であったということについてお答えいたします。

御質問のアンケート結果を含めたガイドライン（案）については、教育委員会がすべき役割や、学校内部にアレルギー対応検討委員会を設置し対応に当たること、このほか、保護者への周知の仕方に関する質疑応答などが記載されているものであります。こちらについては、市民に向けたものではなく、学校現場の職員に対する内部マニュアルとして位置づけているものです。このため、議会へはガイドラインの中から主要な項目を概要としてお知らせすることとしたもので、全文を議会へ公表することは事前に想定しておりませんでした。

保護者向けも同様に、このガイドラインそのものを周知するのではなく、特に保護者の方が必要とすべき情報を、ポイントを絞った形で、できる限り分かりやすく、チラシにて周知する予定としております。

また、このチラシには、ガイドラインにはない情報、とりわけ保護者の方が知りたい情報、例えば学校生活管理指導表の提出や、乳糖不耐症の診断書の対応をしてくれる医療機関の一覧などを記載したものを、学校を通じて周知する予定であります。

続いて、ガイドラインに対する意見募集に関するアンケート結果についてお答えいたします。

このガイドライン（案）について意見を募集した際には、提出された意見を対外的に公表することを前提としてはおりませんでした。一方で、積極的に公表するまでの予定はないにしても、公文書であることは変わりありませんので、情報公開請求の手順に基づいて公開すると判断したものであり、御理解を賜りたいと存じます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 最後に少し言及がありましたけれども、なかなか理解しづらい説明だったと思います。議会には提出されていません、今もって。けれども、最後に言及があったように、一方で情報公開請求されれば提出しますと。議会事務局を通じて問い合わせてもらったところ、そういう返事をいただきました。ですので、早速情報公開請求をしまして、公開していただきました。その資料を、今日は議長の許可を得まして、資料ということでフォルダのほうに上げさせていただいています。「米沢市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン（案）8月23日修正版」、それと「米沢市学校給食食物アレルギー対応ガイドラインに対する学校関係職員からの意見募集について」、アンケート調査をまとめたものと思います。随時これを参考にさせていただきながら、質問を続けていきたいと思っています。

議会には示されないけれども、情報公開はするのだと。どうも議員としては納得いかない部分があります。議会ってそういうものなのですかということです。これはまた別の機会を捉えてお聞きしていきたいと思っています。

確認ですけれども、共同調理場で行うアレルギー対応、3品目に限って完全除去だと。今回新たに策定しようとしているアレルギー対応ガイドライン、これは全く同じものと考えてよろしいですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お述べのとおりです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 全く同じもので、既に学校給食共同調理場は契約になって、建設に向けて進んでいるわけです。要求水準書等、あとは契約書等に基づいて、この事業が進んでいるわけです。ですので、そのアレルギー対応のやり方をこれから変えるということは、まず現実的に不可能であろうということがまずあります。ですので、新たなガイドラインをつくらうとすれば、今実際に進んでいる学校給食共同調理場のアレルギー対応のやり方、特に対応する品目の除去の仕方、そういったものはそちらに合わせるしかないのだろうと、そのように思うわけです。

10月21日の総務文教常任委員会協議会で、るる学校教育課長から説明がありました。先ほども一部言及がありましたけれども、まず確認しておきたいのですけれども、自己除去という言葉が出てきます。自己除去というのは、この言葉から捉える中身は、児童生徒が配膳された給食を目の前にして、その中から自分が持っているアレルギーの対応をしなければならぬ食材を自分で取り除いていく、そういうことをイメージするわけですが、そういうイメージで間違いないですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

自己除去とは、事前に配付されました献立表を基に、食べられないと判断した場合には給食から原因食物を除いて食べる、いわゆるレベル1の対応ということになります。例えばトマトアレルギーをお持ちのお子さんの場合、トマト入りのサラダが給食の献立の中にあつたとしますと、トマト

を自分で取り除いて喫食すること。現状の中学校で例えますと、卵アレルギーの場合、八宝菜に例えばウズラの卵が入っていたとしますと、ウズラの卵を自分で取り除いて、口にしないような形で喫食するということになります。このような、自分で原因食物を取り除いて食べるという対応になります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 本当にそれで間違いないのかどうかですけれども、例えばその調理過程で、あらかじめ原因食材となるものを取り除いた上で調理する。そして最後に、例えば卵であれば卵を入れたものを提供すると。けれども、卵アレルギーの児童生徒に対しては、調理の過程で除けるものは除いて提供するのだと。今のお話ですと、実際に八宝菜ですか、卵が混じっていると。食器に盛られてきたその中から、自分で卵だけを取り除く。取り除き切れるのですか。本当にそれをするということで、間違いないですか。やっているということなのですか、中学校の各教室で、配膳になってから。そこを確認させてください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現場で実際に給食指導をしておった立場として、そのように認識しているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 万一取り除き切れないもの、あるいは分かれて出来上がるもの以外に、調理の過程で混ざってしまうものがあるわけですが、当然。例えば卵スープなんかは、スープになった後に卵を取り除けないわけですから、そういったことは当然その場では取り除けない。ただ、自己除去というもので、先ほど18品目というお話がありました。これは自己除去の品目が18品目という話ではなかった。除去食の対応という言葉で言われました。除去食の対応というのは、自己除去をして取り除く、そのほかに弁当を持参する、そういうものも含めての18品目、そのようなこと

でよろしいですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

様々な食材、アレルギーの食材が混じり合った、例えばベーコン入りの野菜炒めなどが出てきたとします。そうすると、その中でどうしても取り切れないものというのは出てくると思います。先ほど議員がお述べのように、かき玉汁ですか、卵がスープの中に入っている、それ自体は取り除くことができないわけですので、まずレベル1の対応というのは、詳細の献立表を保護者と学校の給食担当、担任、養護教諭等が毎月確認するので、このものについてはもう取り除けないので、結局は一部をおかずとして持ってくるという対応になります。その献立にもよりますけれども、そういう対応を現在学校ではしているという状況であります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） その自己除去というやり方と、取り除けなくて弁当持参という対応をしているものと、どうもそこがはっきり分らないです。18品目とおっしゃいました。除去食の対応を行ったのは18品目だと、そのように答弁されています。自己除去をやった品目ですか。そうではないですね。自己除去は、本当にやっているのですか。何品目、どのくらいの品目があるかというのはつかんでいますか。実際に中学校で生徒が配膳になった給食を前にして、生徒自ら食材を取り除く、そういったことをどれだけの品目でやられているか、把握しているのですか。ごっちゃにしないで言わないでください。自己除去ではなくて、除去食の対応を行ったのは18品目ということです。本当に自分で自己除去と言われるもの、目の前にしてアレルギー食材を取り除いているのか、取り除き切れるのか、万一残っていたりしないのか、そういうことも心配されるのではないかと思います。

それで、21日の協議会では、学校教育課長は今

回の新たなガイドラインをつくるその理由の一つとして、人事異動や児童生徒が替わるたびに対応できるアレルギーが変わるということではよろしくないということを説明しています。これは先ほどお話ししましたが、調理師の方々にお聞きしますと、皆さん首をかしげていました。人事異動で調理師が替わった、あるいは児童生徒が替わった、児童生徒が替われば当然対応が変わると、そういうことは当たり前のことだと思いますけれども、人事異動で対応できるアレルギーが変わると、そういう事例があったのですか。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

アレルギー対応としましては、除去食の調理場所にアレルゲンとなる食材を持ち込まないということが原則になりますけれども、まずはそのことが学校により対応が違っているという状況がございました。

あと、個々の事例といたしましては、例えば中華丼の献立の中に、同じ学校に別の生徒で卵アレルギーの生徒とエビアレルギーの生徒がいた場合に、卵とエビのアレルゲン両方を除いた除去食を対象とするのが原則ということになっておりますけれども、ある学校においてはエビだけ取り除いた除去食ですとか卵だけを取り除いた除去食を提供している事例がございました。

このほか、揚げ物の油について、魚アレルギーのお子さんの対応としまして、ある学校では揚げ油を個人専用にして調理していたりということもあり、これはこの学校独自の対応でありまして、ほかの学校では行っていないという状況であります。

このように、アレルゲンに対する調理過程における取扱いが学校ごとにどうしても異なっている、除去食の対応が人事異動に関係なく全ての学校で変わらない対応ができていないかといえ、現状はそうならないという実態がございます。

給食の提供に関して、児童に寄り添いたいとする調理師の皆さんの思いから様々除去食の対応を行っていたことについては、尊重されるべき部分もあるかとは思いますが、あくまでも職員によって（「端的に教えてください」の声あり）対応が異なるのではなくて、統一的な対応を取るべきであると考えているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 調理師の方々にお聞きしますと、個別に丁寧に対応している、そういう事例もあります、実際。例えば卵を提供するときに、半分だけだったら大丈夫だと、そういう場合、どう提供するのか。魚によって、種類によってアレルギーを起こす魚、そうでない魚、そういったものを区分けして提供する、調理する、そういった対応の仕方、これを個々に丁寧な対応をすると捉えるのか、市内全域で統一的になっていないと捉えるのか、ここは見解が分かれるところなのだろうと思います。今回は統一するために3品目に限って完全に除去するか、あるいは通常か、その2種類しかやらないことにしますということなわけです。

新たなガイドラインが実施されることになれば、共通の認識としてですけれども、弁当を持参しなければならない児童が増える、これは間違いないです。先ほどいろんな対応食材を御紹介しました。これは全て対応しないということになるわけですから、3品目以外は対応しないわけです。そうすると、当然自宅から弁当を持参することが増えると、これは間違いないです。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 実際に弁当を持参することになると思います。ただ、現在も、先ほど申しましたようにレベル1の対応で、保護者と確認した上で、どうしても取り除き切れないものについては、除去食対応ではなくて、弁当もしくはおかずの持参を行っているのです。ですので、本当に増えるのかということであれば、実際にはそれほ

ど変わらない状況があるかと思います。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 実際にどれほど変わるか分からない。けれども、どれほど対応できることになるのか。先ほど紹介しましたアンケート調査の結果、4ページ、対応食物3品目と給食に使用しないと考えている11品目を合わせると、令和6年度の食物アレルギーを有する児童生徒の約80%を支援できる。残り20%は対応しないということになるわけですから、その分は今までと対応の仕方が変わりますと、そういうことになりませんか。あるいは今までと同様に弁当を持参してもらおうということになったとしても、対応できない、対応しなくてもいいという食材が増えるわけですから、これは通常考えれば弁当が増えると、それは共通の認識だろうと思います。今うなずいておられますけれども。

そうすると、各学校で、今もそうですが、小学校あるいは中学校、弁当を持参した児童生徒のその弁当はどのように保管されているのですか。保管方法、保管場所、各学校でまちまちになっていませんか。それが増えとなれば、その保管場所も改めて考える必要があるということになりませんか。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 まず、持参したおかず、弁当の保管場所につきましては、各学校によってまちまちであることは間違いないと思います。

保管の仕方としましては、例えばある学校では（「仕方は聞いていないです。まちまちであればいいです」の声あり）冷蔵庫ですとか、本人のロッカーですとか、そういったところでの保管という形になっております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 様々な保管方法で今現在、各学校でそれぞれ対応していると。保管場所はいろいろだと。弁当の持参が増えるということになるわけです。これは一つ課題だと思います。



それからもう一つ、給食費との関係はどうなるのか。弁当を持参するとなると、給食費はどうなりますか。今までアレルギー対応ができていたものが、対応しなくなった。そのことによって、弁当を持ってこなければならない。そうしたときに、給食費はどうなりますか。どのように対応されるのですか。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 給食費についてですけれども、補助対象としておりますのは給食を通年において喫食できない場合としておりますので、献立によって弁当持参となる場合の食材費についての補助というのはできないことになります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） この春、エアコンの整備ということで、弁当を持ってこざるを得ない、そういう学校の対応がありました。そのときの給食費はどうされたか。今後、アレルギー対応が変わることによって、今までと違って弁当を持ってこなければならない、そういう児童生徒も増える。その場合の給食費の在り方は、やはり一つの課題だと思います。

次に、アンケート結果のまとめを受けてですけれども、先ほど申し上げたように、説明はオンラインで20分程度。募集された意見の中には、エビ、乳、卵だけでなく、対応するほうがよいと思うという意見もありました。問14ですけれども、それに対して、答えは、学校給食でのアレルギーの対応は、個人の努力や良心に任されるべきものではないと認識していますと答えています。今までの対応は個人の努力や良心に任せていたのですか。責任は誰が持っていたのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 あくまでも調理師個人の思いですとか、そういったことでの対応であったということなのだと思います。

その責任については、当然学校ですとか教育委員会になろうかと思えますけれども、実際にその

対応をやはり個人の責任にするわけにはいかない。ですので、市全体としてその対応についての基準を統一すべきだと、安心安全な給食を子供たちに提供すべきだと考えているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） これまでその3品目以外にもアレルギー対応をしてきた。それはもちろん個人で考えて対応してきたわけではありません。当然学校の許可を得てそういう対応をしてきた、そういうことではないのですか。そうですね。それは3品目だろうが何品目だろうが、アレルギー対応の仕方というのはそういうものなのではないですか。それが3品目になったからといって、それは個人の対応、努力や良心に任せるものではない、そのために統一するのだと、そういうことなのですか。実際に調理されている調理師さんは、当然一生懸命子供たちのためにやっているわけです。もちろん3品目に限られても、それは変わりはないと思います。今までだってそれは一生懸命やっていた。でも、それは個人の判断ではないわけです。「こういう対応をする」と栄養士さんとも協議するでしょうし、当然校長先生なり教頭先生と対応して、調理師さん個人の判断でやっているわけではないでしょう。その辺の認識の仕方が、アンケートの答えと少し違和感を覚えるところだろうと思います。御指摘をさせていただきたいと思います。

それから、スケジュールに関してですけれども、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」という手引があります。これは各学校で持っているのかなのですが、各学校で年間スケジュールを作成して、この時期までにはアレルギーの話をして、対応していきましょうということが載っているようです。既に就学時健診が終わって、一日入学をこれから迎える時期だろうと思えますけれども、このときに保護者への説明をどうしていいかと栄養士さん方が困っているという

状況があります。実はアンケートで、誰が説明するのかと、ぜひ説明してほしいと、そういう質問に対して答えが何か所か出てきます。どのように答えているかという、「ガイドラインが確定しましたら、保護者向けの文書を作成しますので、御活用の上、各学校で御説明ください」と、こういう答えが実に7か所出てきています。「保護者への説明会を行う予定はありません」との記述もあります。お聞きしますが、学校で説明するのは誰でしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 まず保護者への説明についてですけれども、アレルギーを有するお子さんの保護者の方が説明の対象となります。これまでその保護者の方について対応しておりましたのは学校でありますので、変更点についての丁寧な説明がなされるのは学校の先生方からということを考えてございました。

ただ、ガイドライン（案）に対する意見の回答として、より丁寧な説明が必要であろうというお声もいただきましたので、学校現場はもちろんのこと、教育委員会でも対象の保護者の皆様への説明の機会が必要ではないかという考えに至りました。今現在、学校側と再度協議を行っている状況でございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 説明するのは先生方というお話がありましたが、具体的にどういう先生でしょう。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 実際、学校だけではなくて教育委員会も入っての説明ということを考えておりますが、学校の担当者としましては管理職、あとは養護教諭、栄養教諭が配置されている学校でありましたら栄養教諭等を想定しております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 確認しますが、そこに調理師は含まれませんね。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 今のところ考えておりません。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 先ほど栄養士さんの不安の声も御紹介しました。調理師さんの声として、このアンケートの意見集約のところにも書かれているかと思います。

また、先ほど演壇から申し上げましたけれども、実際にいろんな立場の方、会計年度任用職員の調理師さんの方、それから正規職員の方、いろいろお話をお聞きしました。そこで出てくるのは、各校や対応する職員によって異なるのは不安だと。その説明は、中身はやはり統一して。

それから、今までやってきた対応ではなくなるということ、保護者や子供に対して納得できる説明をしてほしいと。学校任せではなく、紙切れ1枚ではなく、そういう声も上がっています。

今までやってきた対応ではなくなるということは、就学前の幼稚園、保育園、そういったところの対応とも関わってくると思います。

健康福祉部長にお伺いしますが、市内の幼稚園、保育園で給食のアレルギー対応の仕方はどうなっていますか。簡潔にお答えください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 給食提供が義務化になっている施設は24施設ございますけれども、食物アレルギーを持つお子さんがいる施設は23施設になっております。

対応の方法につきましては、一部除去が23施設、一部除去のうち代替食品を提供しているところが17施設となっており、こちらは義務になっておりますので、お弁当持参ということはないものになっております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 弁当持参ということはないと。そうやって学校に入学してくる児童、それからその保護者の方、幼稚園、保育園では対応

していただいていたのに、学校に上がれば対応していただけないのかと、しかも1年前までは対応していただいていたはずなのにと、そういう声が上がりやしないかという心配も出ています。こういうことを考えますと、実際に対応する、説明する学校任せには絶対してほしくない。先ほど見直しをするという話もありましたが、教育委員会も責任を持ってこれをやるべきだと思います。

それから、この点で申し上げたいのは、順番が逆ではないかということなのです。ガイドライン（案）を作成するためには、まず対象となる児童生徒の保護者の方に現状と今後の対応の仕方を案として説明する、そして一定程度納得していただいた上で、それを成案にしていく。いろんな関係機関の方々と協議をして、案というものを練り上げていく。今の流れは、逆です。案をつくって、これですと、これでぜひやりたいと、そういう流れです。その点が1つ。

それから、先ほど申し上げたように、今までのやり方、提案になっているやり方は現場任せになっているということです。

その2点は、先ほど一部言及がありましたけれども、ぜひ見直していただきたいと思います。

それから4項目、最後になりますが、中学校における配膳ということで、今年の3月22日に市議会本会議で総務文教常任委員長が委員会の審査の報告をしております。どういうふうに報告しているかという点、検証委員会では、アレルギー対応に関して、事業者から給食を学校の栄養教諭等に確実に届けるところまでが事業者の役割であるとの説明を受けていると、そういうふうに総務文教常任委員会で答弁しましたということを委員長が本会議の場で報告しているわけです。先ほど答弁がありましたが、業者と一緒に各学校で、調理をした給食、コンテナに積んだものを栄養士に手渡し、栄養教諭等に手渡し、それを米沢市教育委員会では配膳というのですか。いかがでしょう。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 給食の配膳について、トラック等でコンテナに入れた形で学校に届くわけですが、学校に届いた後に、校内に入ってから、給食室または配膳室というスペースがあります、そこからまず届ける。そこから先は学校の栄養教諭、もしくは給食主任、もしくは養護教諭、給食を担当している職員で変わるかと思いますが、そこまでが配膳という形で考えているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 栄養教諭または養護教諭まで配送業者が手渡すのが配膳と教育委員会は考えていると今答弁されました。

では、そこから先、実際にアレルギーを持っている生徒に誰が手渡すのかということになります。それは、今現在整備しようとしている共同調理場の業者ではないということです。けれども、配膳まで一括してやるのだと、そういうふうに検証委員会の報告書に書かれているわけです。実は、配膳というのは教育委員会の認識では各学校の栄養士あるいは養護教諭に手渡すところまで米沢市では配膳と呼んでいたと、そういう答弁でした。それは一般常識でおかしいですか。だからこそ配膳補助と、そういう名称で契約あるいは要求水準書にも書いているのではないのですか。ところが、それはそうではないと、配膳だと教育委員会では言うわけです。

それで、今栄養士あるいは養護教諭の方が受け取るのだというお話がありましたが、アンケートの中に、「現在、中学校の給食主任（学校によっては養護教諭が兼任）が担っている給食関係業務がかなり負担になっております。給食センターになると、もっと現場の負担は軽減されるのでしょうか」という問いに、「給食主任の業務にかかる負担が軽減されるのかについては、この場ではお答えできません」と回答しています。今のお話ですと、今後2種類の給食が配送される。アレルギー

一対応をしたものとそうでないもの。アレルギー対応をした給食については、確実に当該生徒に手渡す必要がある。でも、業者から受け取るのは栄養士あるいは養護教諭。そこで、負担が増すのではないですかと心配している。それは今の答弁から見ても明らかだと思います。

時間がないので、まとめますけれども、問題点としてはやはり3項目上げざるを得ないと。

まず、対応する食品を減らすこと。3品目に限るということで、これは共同調理場と同じものにするのだと、同じだと、そういう答弁がありました。それに合わせるということは、これは後退だと、丁寧な対応から遠ざかるものだと言わざるを得ないと思います。

それから2点目は、保護者への説明がされていない。この点については、これから考えていくというお話がありました。今の状況だと、肝腎の児童と保護者が置き去りになってやしないかと。

加えて申し上げたいのは、調理師の皆さんの意見が十分に反映されているのかどうか。実際に調理するのは調理師の皆さんです。この方々の協力がなしに、十分なアレルギー対応の給食を作りようがないではないですか。だとすれば、例えば食物アレルギー対応ガイドラインに委員の構成例というものが載っています。アレルギー対応検討委員会です。8ページになりますけれども、アレルギー対応委員会の設置ということが上がっています。その表の中に調理師さんが出てきていません。実際に調理師の方々の協力がなければ、先ほど申し上げたようにしっかりしたアレルギー対応の給食を作りようがない。それなのに、アレルギー対応委員会のメンバーには調理師が上がっていない。どうなっているのですか。

3点目は、何で小学校だけ来年の4月からなのですかということです。これは先ほど修正になる可能性についてお話がありました。調理師の方々と実際に会って、いろいろ話を聞いたときに、こういう意見が出たのです。「給食センターができ

れば、自校給食に力を入れられると思った。しかし、こういう方針を示されるとは。残念だ。誰でも作られっぺと言われているのと同じ。給食の調理が小学校だけになって、より手厚い対応ができると思っていたのに、残念だ」、これが調理師さん方の思いです。子供たちのことを一生懸命に考えている。

ぜひこうした意見も酌み取って、よりよい米沢市の学校給食を目指していただきたい。このことを最後に申し上げて、質問を終わります。

○相田克平議長 以上で17番太田克典議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

~~~~~

午後 2時20分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、令和6年度市政運営方針に登載されている政策等の現況の進捗具合はどのようなものか、24番工藤正雄議員。

〔24番工藤正雄議員登壇〕（拍手）

○24番（工藤正雄議員） 皆さん、こんにちは。一新会の工藤正雄です。

この演壇には久しぶりに立たせていただきました。粛々と一般質問を進めたいと思いますので、真摯な御答弁をよろしくお願いいたします。

私からは、令和6年3月定例会に市長から示された市政運営方針で、説明の冒頭に「1 はじめに」が載せられてあります。それに載せられている様々な政策等に関する内容について質問いたします。

令和6年度市政運営方針に登載されている政策等に、多くの市民の方が関心を持っておられることと存じます。「1 はじめに」に示されている

政策等の現況は、どのように至っているのでしょうか。

市長は、子供に自信を持って笑顔で「米沢いいべ、こさこい」と言えるまち、「ひと、モノ、お金が出ていくまちから、集まるまちへ」、子供の数が増え、あらゆる産業で稼ぐ力があり、市民の所得が増え、誰もが暮らしやすさを実感できる「好循環の米沢」の実現に向けた施策を推進してまいりますと目標を掲げ、今直面し、一刻の猶予もない状況の人口減少の対応、労働力不足の深刻な問題や物価の高騰のこと、豪雨や猛暑等の異常災害、自然災害が頻発化しており、人口減少に歯止めをかけ、市民生活と地域経済を守り抜き、新しい米沢を築くために、3つの重点的取組を推進しますと述べられています。

第1に「子育て・教育の米沢の実現」を挙げています。給食に地元産の食材を使用することで、安全安心な給食を提供し、食育の推進とともに、小中学校教育の完全無償化の実進を進められています。

それと、小中学校における熱中症対策として、小中学校の体育館に冷暖房機器の導入を進めまうとありますが、その取組はどのような状況になっていますか。

また、働く子育て世代を応援するための放課後児童クラブ利用者の無償化の検討は進んでいますか。現況をお聞かせください。

この重点的の第1項目に登載しています地域の教育水準を高める県立中高一貫教育校の本市への設置ですが、どのような状況か、お聞かせください。

次に、重点的取組の第2「稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢の実現」です。ここでは、新しい産業団地の整備に向けた取組によって、雇用の場の創設を考えています。米沢の産品を全国に向けて売り込むトップセールスと発信を目標にしています。

ふるさと応援寄附金は、米沢市の財政面につな

がることも大きいと思いますが、これまでのトップセールスにより成果が図られたことをお聞かせください。

本市の産業を発展させる基盤として、アクセスをよくするために、インフラ整備の取組があります。この項目に、山形新幹線の福島・米沢間トンネル整備の早期事業化をはじめ、国道121号の高規格化や都市計画道路万世橋成島線の早期着工、JR米坂線の早期全線復旧に向け、国・県との連携をより強固に、要望活動を行います。

また、再生可能エネルギーでは、地元企業を優先し、お金が地域内で循環する仕組みを構築していきます。様々な現場を訪れ、課題の解決につなげてまいりますと述べられています。このことについても、進捗状況・成果をお聞かせください。

最後に、重点的取組の第3項目「誰もが暮らしやすい米沢の実現」です。

初めに、医療に関する施策として、新たに診療所開設支援補助金の創設、小児科については開業医の誘致に取り組み、市立病院の医師確保には大学医局等への要望活動を行い、民間の医師紹介サービスの利用や奨学資金貸付制度の活用等の取組を進めまうとあります。それぞれの進行状況や活動成果をお聞かせください。

市民の交通手段確保として、乗合タクシーが運行されています。これからの各地区における市内運行エリアの検討状況をお聞かせください。

最後に、雪対策に関してですが、除雪車運行管理システムの導入に合わせた除雪費の時間精算制への移行や除雪オペレーターの育成支援制度やきめ細やかな道路除排雪を行う体制の構築、また独り親家庭に対しての雪下ろし助成事業の実施を挙げています。これから雪対策は本格化しますが、今までと比較してどのような成果を望まれているのか、お聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 工藤正雄議員の御質問にお答えいたします。

私からは、令和6年度市政運営方針に掲載されている政策等の現状と進捗状況はどのようなものかに関して、特徴的な取組についてお答えいたします。

そのほかの取組については、担当部長からお答えいたします。

初めに、「子育て・教育の米沢の実現」では、本年4月から置賜地域では初めて小中学校給食費の完全無償化を実施いたしました。子育て世代への経済的な支援にとどまらず、地元産の食材を使用し、安全で安心なおいしい給食を子供たちに提供しております。

給食センターの完成後も、地産地消による食育の推進に力を入れてまいります。

次に、「稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢の実現」では、御指摘のとおり、新たな産業団地の整備を急ぎます。現在、開発候補地として、東北中央自動車道の米沢八幡原インターチェンジ周辺と米沢北インターチェンジ周辺の2つのエリアを選定し、整備規模や開発手法等を比較検討しながら、最終候補地の絞り込みを行っております。遅くとも今年度中に決定する予定であります。

若年層の人口流出が本市の大きな課題であります。市内で学ぶ大学生や高校生、特に女性に残ってもらえるような企業の誘致、さらには山形大学と一段と連携し、イノベーション拠点も整備してまいります。

最後に、「誰もが暮らしやすい米沢の実現」では、デマンドタクシーを軸とした公共交通エリアを拡大・改善いたしました。

乗合タクシーについては、本年4月から南原と築沢の2つの地区を加えて、全体で6地区で運行を行っております。また、来年1月からは上郷地区にも拡大する予定でありますし、また来年度からは窪田・中田地区でも運行開始に向け準備を進めているところであります。

市民バスでは、路線ルートを大きく変更し、学園都市線として運行しており、またバス停の改善にも取り組み、利用者也増加している状況であります。

今後もバスや乗合タクシーなどを組み合わせたベストミックスを進めて、市内全域で公共交通が利用できるよう取り組んでまいります。

次に、市民の皆様から御要望が多い雪対策ではありますが、この冬から除雪車運行管理システムを本格稼働させ、除雪状況の見える化を行います。除雪事業者への委託料を距離精算から時間精算に変更し、降雪状況や道路状況に応じたきめ細かな除雪作業を実施してまいります。

また、除雪事業者の方々との意見交換会に私も参加し、その中でオペレーターの高齢化や人材不足などに関する意見が寄せられましたので、現在、除雪オペレーター育成支援制度の補助率の拡充などを検討しているところであります。

この1年間、対話と実行を掲げ、市民の皆さんにお約束した主要政策は実行する、少なくとも着手してまいりました。工藤議員をはじめとする市議会の皆様の御意見も賜りながら、衆知を集め、人が集まり、所得が増え、市民の幸福度が向上する「好循環の米沢」をつくり上げてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、(1)子育て・教育の米沢の実現についてのうち、学校における熱中症対策と中高一貫教育校の設置についてお答えします。

初めに、学校における熱中症対策についてですが、昨年夏以降の取組を踏まえ、ガイドラインの見直しや新たな設備の導入を行いました。具体的には、スポットクーラーや高性能気象IoTセンサー、熱中症リスク判定AIカメラの導入を進め、児童生徒の安全確保に向けた様々な取組を実施しました。

まず、改定した米沢市小中学校熱中症対策ガイドラインでは、熱中症警戒アラートや特別警戒アラート発令時の対応を明確化しました。

また、クーリングシェルターへの避難方法や熱中症対策の取組を効率的に確認できるチェックリストを追加しました。

この改定により、学校活動における熱中症対策がより万全なものとなり、児童生徒には自ら危険を予測し、安全確保の行動を取るよう指導しているところです。

次に、スポットクーラーについては、中学校には昨年度中に導入し、今年度は小学校にも設置しました。7月から運用を開始し、活動中に体を冷やすことができるため、熱中症予防に非常に効果的であるとの報告が寄せられています。特に運動中や運動後、暑い日中において、その効果が顕著であるとのことでした。

また、高性能気象IoTセンサーを導入し、観測した気象情報や暑さ指数を基に、学校活動における熱中症対応を実施しております。このシステムにより、リアルタイムでデータが確認でき、今後の暑さ指数や天候の予測が容易になり、教職員はより迅速かつ的確な判断が可能となりました。

さらに、熱中症リスク判定AIカメラを全中学校に14台導入し、生徒昇降口や体育館の入り口などに設置しました。この機器は、生徒が運動前後に熱中症リスクを自己認識し、水分補給や休憩を促す役割を果たしています。生徒たちは、自分の健康状態を客観的に把握できるようになり、特にリスクが高い場合には、教職員へ相談する環境が整いました。

今後も学校現場の声を反映させながら改善を図り、引き続き児童生徒の安全確保と円滑な学校活動の推進に努めてまいります。

次に、中高一貫教育校の設置についてお答えします。

中高一貫教育校については、山形県が県立学校として整備を進めていくものになっております。

山形県では、令和2年に策定した東南置賜地区の県立高校再編計画において、令和7年度から2年間にわたり、普通科高校の在り方と米沢市外の3つの高校の在り方については、検討するとしております。

したがって、現在までに置賜への中高一貫教育校設置について明確に決定したものはありませんが、本市としましては「置賜への設置となれば米沢市に」という思いを持ち、令和2年度より重要事業要望書に記載し、県へ働きかけております。

実現に向けた本市の今後の動きとしましては、今月、教育委員や教育委員会事務局による今年開校した致道館中学校・高等学校の先進校視察を行います。また、県に依頼して、市長部局担当者と共に高校再編や中高一貫教育校について説明を受ける勉強会を開催する予定でおります。その上で、教育関係者をはじめとして様々な分野の方々と交えて、本市における中高一貫教育校の具体的な将来像を考え、市民の皆様と共有する取組を行ってまいりたいと考えております。

中高一貫教育校設置に向け、教育委員会や関係各所と共に連携しながら、一つずつ丁寧に進めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、(1)子育て・教育の米沢の実現についてのうち、放課後児童クラブの利用料無償化の進捗状況と、(3)誰もが暮らしやすい米沢の実現についてのうち、米沢市診療所開設支援補助金の状況についてお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブの保育料無償化については、今年度から課題整理を行いながら、実施に向けた検討を始めています。

保育料の無償化に伴う影響として考えているのが、利用児童数の増加です。放課後児童クラブの

利用要件が同じとなる保育所等における保育を必要とする子供は、3歳以上の就学前児童で約9割を占めています。放課後児童クラブで同様の子供の希望が出た場合、待機児童の問題、施設確保の問題、そして支援員の確保の問題が課題として挙げられます。

利用児童数の見込みについては、できるだけ実数に近い人数の見込みとなるよう、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケート調査の結果や、これからの児童数の推移を参考に、小学校別に利用児童数の推計作業に入っているところです。

次に、施設整備や支援員の確保に向けた作業として、放課後児童クラブに対して現状や今後の移行についての考えをお聞きする必要があると考えています。各放課後児童クラブからは、支援員の確保、施設の確保だけでなく、個別の課題など、現場の声をお聞きしたいと考えています。

保育ニーズや児童数の推移、また、ハード面・ソフト面の状況なども考慮し、さらに財政状況も勘案しながら、今後のスケジュール及び実施時期を含めた制度設計について総合的に判断してまいります。

次に、(3)の小児科の診療所開設支援補助金の状況についてお答えいたします。

本市では、小児科診療所の減少を食い止めるため、今年5月に米沢市診療所開設支援補助金を創設いたしました。

この補助金は、市内に小児科の診療所を開設する者を対象としており、新規開業や第三者間・親族間の承継を支援することで、地域の医療体制の継続、強化を図るものです。

補助金の額は上限1,000万円で、補助対象経費の3分の2以内を支援する形となっております。

残念ながら現時点で具体的な問合せは寄せられていない状況でありますので、より多くの医師などにこの補助金制度を知っていただくため、周知活動の強化が必要であると認識しております。今

後も様々な媒体を通じて広報活動を検討し、米沢市医師会や関係機関などから協力を得ながら、制度の認知度を高めてまいります。

また、周知だけでなく、内容面につきましても、米沢市医師会と緊密な連携を図り、御意見をいただきながら、医療現場のニーズを的確に反映した施策となるよう努めてまいります。

引き続き地域医療の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、(2)稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢の実現についてに関し、産業部に関連する項目についてお答えいたします。

御質問のトップセールスと発信力の強化に向けた取組についてですが、今年度から様々な産業分野における稼ぐ力を強化する取組の一つとして、市長によるトップセールスにより、積極的に本市の魅力ある産業及び産品を全国に売り込んでいるところです。

トップセールスの具体的な事例を申し上げますと、ものづくり関連分野におきましては、本年6月に東京都大田区におきまして大田区と本市の工業団体が地域間での受発注促進などを目的として懇談会を開催しましたが、懇談会には本市も参加し、市長による本市ものづくり企業の優れた技術力のPRに加え、現在分譲中の産業団地を中心に、本市への企業誘致活動も行ったところです。

その懇談会には、大田区長をはじめ、大田区産業経済部からも参加いただき、行政同士の情報交換を行いながら、双方のものづくり企業の発展、支援に係る行政間の連携ネットワークの構築に向けて、今後も連携を進めていくことを確認したところです。

また、観光物産関連の分野におきましては、同じく6月に横浜市役所を会場としまして「米沢に

咲く、紅花。」観光物産市 in 横浜を開催し、市長のトップセールスにより、本市の紅花の魅力発信に加え、物産展で米沢牛や米、日本酒などを中心に、米沢産品の販売のほか、観光及び移住促進のPRを行ったところです。

さらに、本イベントにおいては、本市が東日本旅客鉄道株式会社と連携し、山形新幹線を活用した荷物輸送サービス「はこビュン」により、本市をはじめとした置賜地域の朝取れ野菜や果物を東京駅にスピーディーに輸送し、当日午後には横浜のイベント会場内で販売を行うことで、地域の生鮮品のPRに加え、本市の魅力発信にも大きく寄与したものと考えています。

そのほかにも、市長自ら機会を捉え、様々な場面においてトップセールスを展開しているところです。

次に、民間事業者と連携するなど、体制を整備することで、ふるさと応援寄附金の拡大を図ることについてであります。ふるさと納税寄附額の増額に向け、公募型プロポーザルによりふるさと納税事務支援業務委託事業者を選定し、8月から業務を委託し体制を強化するとともに、市内の返礼品提供事業者とも連携しながら、全国の数ある自治体の中から本市を選んでいただけるよう取り組んでいるところです。

これまでの寄附状況を見ますと、本市の返礼品のうち、精米、肉、電化製品の割合が寄附額全体の8割を占めておりました。このため、今年度の戦略としては、この3部門のさらなる充実を図るため、デザイン力を生かした情報発信、新たなつながりの創出によるリピーター確保及び増加策の展開、各種データに基づく効果的な広報・プロモーション・広告の展開など、ふるさと納税事務支援事業者の専門的知識やノウハウを生かし、寄附額の増額に向けた取組を強化しているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、小項目2の稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢の実現についてのうち、山形新幹線の福島・米沢間トンネル整備の早期事業化と、JR米坂線の早期全線復旧の進捗状況についてお答えいたします。

初めに、山形新幹線の福島・米沢間トンネル整備の早期事業化についてですが、米沢市長が会長を務める置賜地域奥羽新幹線整備・米沢－福島間トンネル整備実現同盟会において、国やJR東日本への要望活動を継続的に実施しているほか、先ほど産業部長が答弁いたしました、今年度は横浜での観光物産市において、新幹線で輸送したサクランボや朝取れ野菜の販売を行い、新幹線利用促進のPRを行っております。

引き続き県や置賜の各市町と連携しながら、早期着工に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、JR米坂線の早期全線復旧についてですが、令和4年8月の被災以降、JR東日本の主催で米坂線復旧検討会議が4回開かれており、この会議には山形・新潟両県のほか、沿線市町村及び国土交通省が出席し、復旧に向けた議論を行っております。

本市もこの会議に出席し、JR東日本による継続運営を強く要望するなどしております。

また、市の重要事業要望にも項目を追加して要望活動を行うとともに、米坂線整備促進期成同盟会や置賜総合開発協議会の要望活動にも継続して参加し、早期全線復旧を要望しております。

さらに、山形県が事務局を務め、置賜の各自治体と観光関係団体で組織する「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト置賜ワーキングチーム」において、米坂線の利用拡大に向けた取組を検討しております。

今後もこうした取組を継続し、米坂線の早期全線復旧を目指してまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、(2)のうち、国道121号の高規格化と都市計画道路万世橋成島線の早期着工について、現在の状況をお答えいたします。

初めに、国道121号の高規格化についてですが、国道121号は山形県と福島県を結ぶ緊急輸送路としてだけでなく、物流や観光に加え、通勤・通学にも利用されている極めて重要な道路であります。

令和4年8月の豪雨で道路のり面が崩壊した際には、国の権限代行による応急復旧で片側交互通行が可能となる令和4年10月までの間、全面通行止めとなり、本市への経済損失については、福島市経由での迂回路利用や、行楽シーズン期とも重なったことから、損失額は推計で約7億円と、多大な影響があったところです。

このため、米沢市と喜多方市を中心とした国道121号沿線にある両県11市町村で、災害に強い交通ネットワークと、沿線及び圏域が豊かで活力に満ちた地域づくりが進められるよう、国道121号（米沢～喜多方間）高規格道路整備実現同盟会を令和5年10月に設立したところで、高規格道路整備実現に向けた運動といたしましては、今年度より国・県に対し事業化検討に向けての要望活動を行っているほか、本年10月には米沢側の道の駅田沢と喜多方側の道の駅喜多の郷にて、国道121号利用者に向けて、山形県・福島県の関係市町村合同で広報活動を行うなど、災害に強い道路ネットワークへの機運醸成を図ってまいりました。

こういった関係機関への働きかけにより、山形県では道路行政の方針を示す、令和6年3月に策定された山形県道路中期計画2028改訂版の中で、この国道121号（米沢～喜多方間）については、県土強靱化に向けた災害に強い道路ネットワークの整備・検討とし、置賜地域のみちづくりビジョンの中に位置づけされ、強靱化に向けた対策の

ため、課題の整理、対策の必要性、整備方針について、専門的かつ技術的検討が現在進められているとお聞きしております。

今後も山形県・福島県の関係市町村との連携を図り、関係機関への実現化のための運動や、早期実現のための調査研究及び情報収集、その他地域関係者、関係自治体の盛り上げを高めるための手だてを講じ、国が定める広域道路整備基本計画の中で、候補路線として高規格道路の指定を受けられるよう、両県の関係市町村で強く国・県に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路万世橋成島線の早期着工についてですが、本市重要事業として山形県に対し要望活動を行ってきた結果、山形県道路中期計画2028改訂版の中で、本町工区が今後5年間のうちに事業着手することについて明記されたところであります。

これまで交通量の解析や航空レーザー測量及び図化作業は実施済みで、今年度は予備設計を行っているところでありますが、今後はその成果を基に道路の構造・規格の方向性を定め、都市計画変更などの様々な手続を進めていく予定となっております。その後は、道路整備に必要な財源を確保した上で、測量設計や地質調査、用地買収、物件移転補償、工事などの事業着手の段階に移行していくこととなります。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、再生可能エネルギーの地産地消を推進し、お金が地域内で循環する仕組みの構築についてお答えいたします。

現在進めております脱炭素・ゼロカーボンの取組につきましては、恵まれた地域資源を活用し、生まれた電力等を地域内でエネルギーとして地産地消することを目指しております。

この取組は、地域に新たな産業需要を創出し、官民が連携して進めていくこととなりますが、可

能な限り地元の事業者さんが整備及び運営までに持続的に関わり、地元にお金落ちる仕組みで進めてまいりたいと考えております。

また、現在環境省が全国100地域をモデル地域として選定し、重点的な支援を行う脱炭素先行地域事業の採択を本市は目指していますが、計画している事業では、省エネ設備の導入を支援することで光熱費の軽減を図ることや、既存の電気料金と比較して安価な電力を安定・持続的に供給できる仕組みづくりを進め、住民や企業の電気料金の負担を軽減することを目指しており、軽減された資金が別の形で循環し、お金が地域内で循環する仕組みの構築を目指していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、(3)誰もが暮らしやすい米沢の実現についてのうち、医師確保に向けた大学医局等への要望活動についてお答えいたします。

医師確保につきましては、安定的に医師を派遣していただけるよう、大学医局と良好な関係を築くことが重要でありますので、山形大学医学部や福島県立医科大学、東北大学医学部など、従来から医師を派遣いただいている各大学医局の教授等への訪問、陳情には最も力を入れております。

近藤市長就任以来、山形大学の医師の人事を取りまとめている蔵王協議会や山形大学、福島県立医科大学に市長、長岡病院長と共に伺い、医師派遣について要望を行ってまいりました。

何分にも大学の人事案件であり、意向をどこまで聞き届けていただけるかについては非常に難しいところではありますが、市立病院の医師数は新病院開院を機に徐々に増えつつある状況であります。

一方で、大学医局の医師数自体が少ないなどの理由で派遣が難しいと言われている診療科につ

いては、転籍可能な医師が登録する民間医師派遣業者と契約を締結して求人しておりますが、採用まで至るケースはないのが実情です。

このようなことから、従来から医師を派遣いただいている各大学医局の了解を得ながら、新たに東北の中でも人口に対する医師の充足率が高いとされる宮城県の大学、具体的には東北医科薬科大学から医師を派遣していただけるよう、話を進めております。こちらにも近々市長と共に訪問を予定しておりますが、令和9年度から米沢市立病院に医師修学資金制度を利用する医師の継続的な派遣をしていただけることになっております。

このように、医師確保のためにできる限りの対策を講じており、今後も引き続き要望活動を行ってまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 多岐にわたって、多くの部署の部長さんに御答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

また答弁に対して大まかな質問をやっていきたいと思いますので、お願いいたします。

小中学校給食費の完全無償化であります。ほかの自治体におかれましても無償化をやっておられるところがあると思いますが、このことに対して国の交付支援とかは望むことはできないものか、どうでしょうか。お願いします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 現時点では国の支援はございませんけれども、市の重要事業要望などでも国に対する支援、また国が支援するまでの暫定的な県の支援、そういったものを要望しているところであります。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) やはり自治体としても大変リスクがあるわけですから、なるべく交付支援を受けられるようお願いしていきたいと思っております。

次ですが、小中学校の冷暖房機器の導入であり
ますが、いろいろセンサーとかもつけられて、完
全にこの事業は完了したのか、それともこれから
また継続としてやっていかれるのか、お聞きしま
す。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在、その実証について
の検証というか取りまとめをしているところで
ございます。あるものについては、次年度も継続
するために予算要望をしておりますけれども、費
用面、様々考えまして、今後それを継続していけ
るかどうかにつきましては、今現在検討している
ところでございます。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) では学校によっては設
置にならないところもあると。これから。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 スポットクーラーのこと
でよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 工藤議員、今の質問はスポットク
ーラーの状況ということでよかったかというこ
とですが。(「それと熱中症の管理の」の声あり)
センサー等も含めてですね。

それでは、教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 スポットクーラーにつ
きましては、そのまま継続ということになります。

気象IoTセンサーにつきましては、実際にど
こにそれを設置するかという部分について今現
在検討しているところです。

AIカメラのタブレットにつきましては、様々
費用面等もありまして、継続していくかについ
ては現在検討しているところでございます。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 子供に対することであ
りますから、なるべく早く執行されるようお願い
いたします。

あと、放課後児童クラブの無償化であります
が、これもいろいろ検討されていると思いますが、こ

れからどのぐらいかかってというか、何か目安と
か何かはありますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、先ほども壇上
で申し上げたように、スケジュールなどについても
今後財政面なども考慮しながら検討することにな
りますけれども、できるだけ要望に沿った形で進
めていきたいとは考えているところです。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 次に、県立中高一貫教
育校の設置であります。先ほど県の考えなども
お聞きしました。ぜひ設置は米沢へという活動を
やっていていただきたいということですが、まだ
はっきりしないことではあります。米沢市以外
の置賜地区の他の自治体でこの要望という
か、設置を考えられているところはある
ですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現時点では、そのよう
な声は届いておりません。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) そうすると、一貫校が
県で計画ができとなれば、間違いなく米沢に設
置になるということでしょうか。まず県自体の計
画が執行されるかどうかはまだはっきりしてい
ないということですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 議員お述べのとおり、
現在、県の高校の10年間の在り方について検討
されているということになります。

また、置賜の普通科高校、中高一貫教育校も含
めて、次年度から協議するということではござい
ますので、現時点では定まっているものではござ
いません。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 次ですが、少し飛びま
すが、インフラ整備ということで、まだ先の話で
すが、福島ー米沢間のトンネル整備もあります。

また、国道121号の復旧工事が着実に進んでいるという感じがしました。

あと、万世橋成島線の早期着工ですが、これは重要要望ということで、毎年、もう大分長い間かかって出しているわけですが、万世橋成島線というのは、インフラ整備の中でアクセスをよくすると。都市計画道路万世橋成島線は、米沢市の幹線道路として重要な道路であります。現在、米沢市の東西を縦断する道路としては、六部館山線、この1本だけであります。この要望を出してから、もう大分環境も変わってきております。市立病院、三友堂病院の連携による新病院ができております。そこに周辺から通われる方の道路として重要な万世橋成島線は、幹線道路になるのではないかと考えております。

このような考えからいたしますと、早く幹線道路、万世橋成島線が着工になるように進めて、活動していつてほしいと思うわけですが、どうでしょうか。それ以上というか、重要事業に載せていると、それからいろいろな面で何か活動とか、万世橋成島線が早期着工になるようにお願いしたいと思うわけですが、置賜地区で米沢市がコアとなる、中心となるには、やはりアクセスをよくして、インフラ整備が一番だと思うのですが、それを進めるためにも、置賜地区の発展のために、米沢市の発展のために進めるためにも、重要なことだと思います。この辺、何かいいアイデアとか、進めていただくために考えておられることはあるでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 工藤議員がおっしゃったとおり、万世橋成島線につきましては非常に重要度の高い道路だと認識しております。

今後進めていくにはという話でございますが、米沢市の重要事業においても要望活動を行っておりますし、さらにはやはり地域の盛り上がりということも大切でございます。都市計画道路万世橋成島線の期成同盟会もございますし、さらには

これに連結します石垣町塩井線の同盟会もありますので、こういった団体とも連携しながら、地域が盛り上がって要望していくということも大切でありますので、その辺の活動についても引き続き考えていきたいと考えております。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） 早くインフラ整備ができるように、お願いしたいと思います。

あと、「誰もが暮らしやすい米沢の実現」ということで、医療関係が載っているわけですが、一番は市立病院での医師の確保だと思いますが、様々な方面への活動、またお願いもされているということですが、これから医師確保のために活動されて、いつというか、満足できるような医師確保はなるのかということ、どのようなことを考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 お答えいたします。

もちろん法定的な定数は現在も満たしているわけですが、新病院開院に伴いまして、常勤医だけで申し上げますと、旧病院で40名だったものが、新病院の開院を迎えて46名ということで、プラス6名、一気に増えました。今も現状、変わっておりませんが、先ほど壇上で病院事業管理者が申し上げましたとおり、市長と院長と共に3大学ほか、新たに宮城の東北医科薬科大など、市長は予定ではありますけれども回っていただきまして、今後も医師確保に努める予定でございます。

医師の数に関しましては、救急対応をする場合に、今現状でも間に合ってはおりますけれども、やはりもう少し医師がいていただいたほうが1人当たりの負担も少なくなるというところで、一次救急に関しましては米沢市医師会の先生にコアな時間帯を手伝っていただいておりますので、大変そこは助かっているという声が院内から聞こえております。なので、米沢市全体として救急医療に対応してまいりたいと思っておりますけ

れども、もう少し医師としては欲しいと思ってい
るところでございます。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） 市民の交通手段確保と
しての乗合タクシー、あと市民バスがあるわけ
ですが、今年度は乗合タクシーの予算、あと市内を
運行される市民バスの予算が大幅に上がってい
るわけです。そして、先ほど実施内容、計画もお
聞きしましたが、このような進め方は市民の方か
らの要望に沿っての実施かと。それによって、ま
た市民からまだまだ利便性がよくなるようにと
いう要望は出ていないものですか。当局の考えを
お聞きいたします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 公共交通の空白地帯をな
くしていくというのは、やはり市民の要望から始
まっていることでありますので、我々としてもそ
れの解消に向けて全力で取り組んでいく所存で
ございます。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） 大分時間もなくなって
まいりました。

市長にいろいろとお聞きしたいということで、
前もって質問を出しているわけですが、その中で
市政運営方針に載っている重点的施策の実現化
に一步でも前進することが市長の喫緊の課題だ
と考えられますが、そのことについてどう市長は
考えられますか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 お答えいたします。

市政運営方針に掲載しました重点施策は、私が
昨年の市長選において掲げた公約が土台となっ
ております。就任した直後から、市職員の皆さん
と真剣に議論し、重点施策として前に進めるとい
うことで、政策の中に組み込んだものであります。

したがって、社会状況の変化によって優先
順位が変わるということはあろうかと思いたす
けれども、しかし、これらの施策を着実に推進し、

「好循環の米沢」を実現することが市政の発展、
市民の幸福度の向上に必ずつながるものと確信
しておりますので、重点施策に掲げたものについ
ては推進・実現に全力を尽くしてまいります。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） 市長のトップセールス
ということで、産業部長からも報告がありました。
やはり米沢市の財源は、外から持ってくると。内
から出してやるのではなく、ひと・モノ・お金を
出すのではなく、入れてくるようなことをすると
いうことで、米沢市の製品の売り込みというか、
それとやはり一番は市長のトップセールスが要
になることだと思います。そういうことで、今度
はどういう感じでトップセールスに対して対応
されているか、お聞きしたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 トップセールスは、まさに市長が
自ら先頭に立って営業・PRするものであります
から、本市の魅力の向上を促進する貴重な機会で
あります。市長が前面に立つことで、その本気度
というの伝わろうかと思っておりますし、市の
思いや生産者の方々の思いも伝えることができ
るだろうと思っております。

残念ながら天候の関係で行くことができなかった
のですが、今回は台湾に行く予定もしてありま
したし、そのときには台北の市長との会談も予定
されておりました。こういったことも、やはり市
長が行かなければ当局の市長と会えないわけ
でありますから、そういったことに力を注がなけれ
ばいかんと思っておりますし、また、これまでの私の
経験の中で培ってきた人的なネットワークを活用
して、中央省庁の幹部であるとか、政府系機関
のトップであるとか、大手企業のトップである
とか、こういった方と直接面談してPRするととも
に、情報を集め、また米沢市の政策に活用する
ということも、これもある意味で重要なトップセ
ールスだろうと思っております。各大学への面談も
含めて、広い意味でのトップセールス、トップ自ら

動くということを今後も続けてまいります。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） やはり市長が考えられているトップセールス、そのとおりだと思います。それをいかにして実行していくかという、いろいろ問題もあると思いますが、それをクリアして、トップセールスに励んで、米沢市発展のためにやっていただきたいと思います。

最後になりますが、副市長のことです。

以前、記者会見で副市長人事についての考えを市長は述べられております。現在、副市長職に対して市長はどのようなお考えを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 副市長についてでありますけれども、かねてから申し上げているとおり、副市長というのは市長を補佐して、実務の面で政策や企画に関して指揮監督権を発揮してもらうものですから、市政運営には必要な存在であると認識しております。

現在不在でありますので、私としては現在部長級の皆様には幅広い視点で、副市長になったつもりで発言し、アイデアを出してもらいたいと申し上げておりますが、不在のままでいいとは全く思っておりません。私と価値観、目標を共有して、そして共に汗をかいていただける方を中心に人選を進めておる最中であります。

トップセールスを展開する上でも、副市長の存在というのは重要だと感じておりますので、そう遠からず決めていきたいと思っておるわけですが、いかんせん人事に関することです。工藤議員からの御質問とはいえ、細かな内容については、選考過程についてはこの場でお答えすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） 本当に副市長職というのは重要な役だと思います。本当に市長の右腕と

なって、あと、トップセールスに出かけられたときに米沢を安心して任せられる方が一番の適役だと思いますので、ぜひそういう方を早く見つけられて、市長も市長職というか、トップセールスに精を出されるようなことをやっていただきたいと思います。

以上です。

○相田克平議長 以上で24番工藤正雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休 憩

午後 3時30分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、GIGAスクール構想（教育DX）の光と影をどう捉えるか、5番高橋英夫議員。

〔5番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○5番（高橋英夫議員） 日本共産党米沢市議団の高橋英夫でございます。

質問者、2日目の最後で、今回は全部で18名が質問に立ちますけれども、私が10人目ということで、折り返しの1人目になっております。2日間、10人の質問ですので、多くの方が大分お疲れのことかと思っております。

先ほどの工藤議員の質問は、大変幅が広くて、市長をはじめ8名もの幹部の方が答弁されました。

それに対して、私は今回シングルイシューでございまして、聞き取りも教育委員会の2人の方しかいないと。今日も御回答は教育委員会のみということですので、原稿の長さをずっと見ていますと、どうも早く今日の質問時間は終わりそうだという予感がいたします。もし早く終わりましたらば、その分、明日に備えて英気を養う時間という

ことで、ぜひ御期待いただきたいと思います。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

今回の質問のテーマは、G I G Aスクール構想（教育D X（デジタルトランスフォーメーション））の光と影をどう捉えるかであります。

政府が2019年から進めてきたG I G Aスクール構想の下、本市の小中学生には2021年より1人1台のG I G A端末が与えられました。ふだんの政策では考えられないようなスピードで、日本の教育のデジタル化が進んでいます。

しかしながら、このI C T教育にはメリットばかりではなく、様々なデメリット、あるいは子供たちの安心安全を脅かすリスクも存在しているものと考えられます。

そこで、質問の小項目の1は、本市におけるI C T教育の現状はどうなっているかであります。

I C Tの導入で、学習環境が大きく変化しているものと思いますが、どのような教育効果をもたらしているのでしょうか。同時に、改善すべき課題が見えてきたものなのか。デジタル化によって失われたもの、学力の低下につながるものなどがないのかどうか、教えていただきたいと思います。

次に、質問の小項目の2は、I C T教育の国際動向をどのように認識しているかです。

10月22日、読売新聞は、2006年から1人1台の端末配付政策を進めてきたスウェーデンで、紙の復活が叫ばれるようになったと報じました。「その理由は、2022年の国際学習到達度調査（P I S A）において、2018年の前回から大きく順位を落としたことにある。特に読解力では11位から18位へと転落した。ロッタ・エドホルム教育大臣は、「基本的な読み書きに最適なのはアナログツールだ。ペンと紙を使い、学校図書館を利用できる環境が重要」と声明を出し、同国は今年7月から、すべての生徒への紙の教科書の再配布を法律で義務付けました」としています。

このスウェーデンの方針転換に、教育評論家の尾木直樹氏が賛同しています。「スウェーデンの

政策転換は評価できます。デジタル画面で教科書を読んでも集中力が続かず、記憶力も散漫になり、学力向上の妨げになる恐れさえある。紙媒体を使用した方がデジタル媒体の場合よりも脳が活発に動いているという研究結果もある。また、画面を見る時間が増えた結果、2022年には裸眼視力1.0未満の子の割合が小中高で過去最多となった。紙からデジタル教科書への安易な置き換えには注意すべきです」と述べています。

世界に先駆けてタブレット端末の配付が進んだフィンランドでは、国際学習到達度調査（P I S A）ランキングで、2000年代まではトップだったのが、ここ数年でじりじりと順位が後退し、2022年には読解力の分野で前回の7位から14位まで沈みました。こうした事態を受けて、今年度からは語学など一部の教科で紙の教科書の復活が始まりました。

デンマークでも、P I S Aランキングにおいて、科学の平均点は2018年より1点上がったものの、数学は20点減、読解力も12点減となり、今年2月、政府は小中学校に対してアナログ学習の余地を設けるよう勧告を出しました。

デンマークでは、中学生のタブレットなどでの学習時間は、O E C D加盟国で最長の1日約3.8時間に及んでいます。乳幼児期からのリスクを排除するため、政府は今年5月、2歳未満の時期はデジタル機器の使用を制限するという旨の法改正を行いました。

世界のデジタル機器の開発を牽引するアメリカのカリフォルニア州では、1人1台のデジタル端末の導入はしておらず、逆に、生徒が学校に滞在中、スマホ使用を制限する法案を今年可決するなど、デジタルへのアクセスを厳しくする方向に進んでいます。

シリコンバレーのヴァルドルフ・スクール・オブ・ペニンシュラという学校では、1984年の設立当初から、反デジタル教育を貫いてきました。小1から中1まで、クラスでデジタル機器は全く使

わせず、黒板の板書をノートに鉛筆で書き写します。中2からはコンピューターを使つての検索などを教えますが、それも1週間に1こまだけです。

ドイツでは、科学者たちが保育園や小学校におけるデジタル教育を停止すべきだと声を上げ始めています。

教師や大学教授によって2010年に設立された団体「教育と知識学会」は、昨年11月、学校のデジタル化の一時停止を求める声明を40人超の学者の連名で発表しました。発案者の一人であるオフエンブルク大学のラルフ・ランカウ教授は、「子どもたちにとってペンと紙の方が有益であることは、あらゆる調査をみても明らかです。本物の紙の本を読むことを毎日の習慣とし、読書の文化を確立することを教育の基本にすべきです」として、学校からデジタルデバイスの排除を強く主張しています。そして、次のようにも述べています。「そもそも教育のデジタル化とは、IT業者の“儲かるビジネス”でしかない。ユネスコの報告書「2023年グローバル教育モニタリングレポート」でも、教育上のメリットよりも、IT企業の経済的利益などに焦点が当たっていると指摘しています。学校教育の目的は教養ある人材育成であり、企業の経済的利益のためではないし、労働市場ですぐに使える人材を生むことではないのです」。

以上のように、各国で懸念が広がる教育のデジタル化、どのような見解をお持ちでしょうか。お伺いいたします。

次に、質問の小項目の3は、検証の場を立ち上げ、早期の対策を講じる必要があるのではないかと。

日本より先行していた各国の政策転換の動きを見ていると、日本においても同様の影響が必ず現れるものと考えざるを得ません。デジタル機器での学習は、集中力をそぎ、記憶にも残らない。そして、目の疲労など、様々な健康リスクにもつながってしまう。数々の研究から明らかになった

のは、デジタル機器を教育に使うことの負の側面です。

言語脳科学者で東京大学大学院総合文化研究科の酒井邦嘉教授は、デジタル教育政策を次のように批判しています。「問題なのは、マイナス面の検証を全くしないままスタートしてしまったことです。デジタル機器が及ぼす悪影響はすでに研究結果がありますから、間違いなくスウェーデンのような学力低下が起きるでしょう」。

本市においては、GIGAスクール構想の推進のための取組、研究が行われているさなかかと思えます。しかしながら、ユネスコが出した報告書「2023年グローバル教育モニタリングレポート 教育におけるテクノロジー」において、教育DXの現状に対して警鐘を鳴らしていることに加え、IT先進国の多くの国がデジタル化の流れに待ったをかけているという現実を見るならば、むやみに突き進むのではなく、一度歩みを止めて、国際動向の研究、教育現場で現れていることについての検証などを行い、必要な対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終えます。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、GIGAスクール構想（教育DX）の光と影をどう捉えるかについてお答えします。

まず、（1）本市におけるICT教育の現状はどうなっているかのうち、どのような教育効果をもたらしているかについてお答えします。

令和元年度に文部科学省から示された学校のICT環境の整備を進めるGIGAスクール構想を受け、米沢市の小中学校においては令和3年度から1人1台端末を使用しています。児童生徒は、必要なときに調べ学習を行ったり、自分のペースでドリル学習を進めたりするなど、一人一人の理解度に応じた個別最適な学びが可能となりました。

た。

また、協働学習の場面においては、学習したことについてプレゼンテーションソフトを使ってまとめたり、同時編集機能を活用してお互いの考えを効果的に伝え合ったりすることで、新たな考えに気づいたり、考えを深めたりすることができるようになりました。

現代社会では、情報を適切に収集・分析・活用する能力が求められています。ICT機器を活用することを通して、情報の正しい取扱い方やメディアリテラシーを身につけるといった児童生徒の情報活用能力の育成を行っています。

教員にとっては、授業においてICT機器を活用することで、学習活動をより一層充実させることができます。

例えば算数・数学では、関数や図形などの変化の様子を可視化することで、実感を伴った考察を行うことができます。

また、社会科では、統計データや地図などの資料を児童生徒全員の端末に配信することで、一人一人が深く分析することができます。

これまで行われてきた教育実践に加え、ICT機器を効果的に活用した授業を構想することで、より深い教材研究を行うことが可能となりました。

次に、GIGAスクール構想を進める上で課題と考えられることについてですが、ICT機器を効果的に活用するには、教員が使い方を把握し、適切に授業に取り入れていく必要があります。さらに、IT技術の発展は目覚ましく、現在使用している操作方法を理解しても、新しいアプリケーションや活用方法が次々と登場します。現場の教員や子供たちは柔軟に対応していく必要があります。

また、豊かな人間性を育むためには、何といっても自分で見る・聞くなどの直接的な体験や、協働的に学ぶ学習が大切です。今後もそのような場面を意図的に設定する必要があると認識してお

り、各学校でもそのように取り組んでおります。

学力低下につながるものなどがないのかどうかについてですが、現在はタブレット端末を使用した学習が軌道に乗り、個別最適な学びや協働的な学びのよい効果が表れ始めた段階です。

学校現場でも、教育委員会としても、タブレット端末使用によって学力が低下したということはないと捉えております。しかし、同時に長時間タブレットを使用することが直接学力の向上につながるものではないとも考えているところです。

教育委員会としては、教育現場の声を踏まえて、子供たちの教育効果が上がるよう取り組んでまいります。

次に、(2) ICT教育の国際動向をどのように認識しているかについてお答えいたします。

ここ最近の国際的な動きは認識しており、GIGAスクール構想について様々な見解があることは承知しております。

本市としては、実際の学校の状況を聞きながら、教育現場の実態を踏まえ、今後研究してまいります。

次に、(3) 検証の場を立ち上げ早期の対策を講じる必要があるのではないかについてお答えします。

本市において1人1台端末の使用を開始してから4年目を迎えました。教育用端末の操作に慣れる段階から、より効果的に活用する段階へと進んでいるところです。

ICT機器をどのように活用すると学習活動がより一層充実したものになり、児童生徒の学力向上へと結びつくのかについて、教育現場における具体的な実践を通して、検証してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) GIGAスクールの取組は始まったばかり、4年目ということです。今推進しているところです。そして、いろんな光の面

もたくさんお伺いいたしました。推進していますから、なかなかここで立ち止まるとか何かということはないという思いでいらっしゃるという感じを受けました。

ただ、今までなかなかメディアで取り上げてこなかったのですけれども、10月22日の読売新聞に始まって、最近では週刊文春もこの特集を組んだりしております。ようやく日本のメディアがデジタル教育の先進国であったデンマークやスウェーデンやノルウェー、フィンランド、エストニア、そういったところの国際的な動向に注目を始めてきたということがございますし、日本国内でも様々な研究も進んでいるようですので、今、推進の立場で進めているということと並行して、同時にそういった今の10年早く進んでいた、1人1台端末を使っていた国の現在の様子というものを客観的に捉えていく作業も私は重要ではないかと思ひまして、今回の質問に取り上げたところでした。

それでは、質問席からの質問に入りますけれども、聞き取りでも通告しておりましたけれども、壇上からはGIGAスクールに関連するテーマで質問いたしました。質問席からはもう少し幅を広げて、インターネット環境であったりSNS、こういったものの使用についての話にも踏み込んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしましたと思ひます。

まず、最初に確認させてください。昨日の古山議員の質問の中で、小学生、中学生のスマホ使用のデータについての答弁で、小学生が44%、中学生が88%とありましたが、その際、親のスマホとの共有も含まれますとのことでしたので、これはスマホの所有率ではなくてスマホの使用率でよろしかったですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 厳密に言えばそういうことになると思ひます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 今、私の手元に、令和5年3月に内閣府が発表しました「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果という資料がございます。これをいろいろ見ていきますと、少し怖くなるというデータも様々あるのですけれども、例えば今山口部長から小学生44%、中学生88%というのは所有率ではなくて使っているパーセンテージだという説明がありましたけれども、この資料ではその数字をはるかに上回っております。つまり、全国の調査よりも米沢のほうが少ないと言えるのかもしれませんが。

この資料の中身を少し紹介しますが、この資料によりますと、自分専用のスマホを所有しているというのは、小学校の4年生・5年生・6年生の3学年に関してですが64%、4年生・5年生・6年生の3人に2人は自分のスマートフォンを持っているということなのです。さらには、中学生では91%ということで、これは令和4年ですから、今はもっと増えているかもしれません。という大変な数字が書いてあります。

改めて山口部長にお伺いいたしますけれども、今資料の一部を紹介いたしましたけれども、全体を見ますと日本の子供たちのインターネット利用の低年齢化が進んでいると感じます。ざっくりとしたことで結構ですので、この低年齢化についてどのような認識を持っておられるか、どのような感想をお持ちなのか、お聞かせください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 議員もお述べでしたけれども、こども家庭庁が行った「青少年のインターネット利用環境実態調査」の報告では、平日におけるインターネットの平均的な利用時間が「3時間以上」の小学生が57.3%、中学生は71.8%という数値が出ております。

先ほども本市のスマートフォンの保有率という部分を厳密に言えば利用率とカウントした場合に、国と本市の状況はさほど変わらないのではないかと実際には捉えております。ですので、米沢市

の本市のインターネットの利用状況、利用時間等についても、国と大きな差はないのではないかと捉えているところでありまして、その点についてはやはり危惧しているところでございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 私は今持病をいっぱい持っていて、しょっちゅう市立病院に行くのです。この間、市立病院で会計しようとしたら、若いお母さんが、多分1歳児だと思うのですが赤ちゃんをおんぶしていました。そしたら、背中でおんぶされている赤ちゃんがしっかりスマートフォンを手を持って、じーっと画面を見ているのです。大丈夫かと私心配になりました、そのとき。

ちなみに、この資料の中にもインターネットの利用状況というのがありまして、今教育指導部長からは小学校、中学校の話がございましたけれども、令和4年のデータで、低年齢児の話を少し紹介しましょう。何と0歳児の利用状況というのがあるのです。13.1%。それから、1歳児が28.6%。ここまででもすごいと思うのですが、2歳児ではさらに増えまして、62.5%です。

先ほど紹介ありましたように、小学生は何十%という話があったと思うのですが、ただ、この後にGIGA端末の1人1台が始まっているわけです。そうすると、学校の授業で使うとすると、多分現在は小学生も中学生もインターネット利用状況というのはほぼ100%と言えるのかと思っております。

ここでスウェーデンの話を紹介します。IT先進国世界ランキングで常に1位になり、行政手続や電子決済など、社会の様々な場面でデジタル化が進むスウェーデンでは、教育においても2010年から1人1台のデジタル端末が進み、紙の教科書からデジタル教材・学習ツールに移行しました。ですから、日本は10年遅れで後を追っているわけです。

2017年10月には、学校システムのデジタル化国際戦略、「スウェーデンがデジタル化のリーダー

であり続けること」を打ち出しました。

さらに、2022年12月、新たな学校制度の国家デジタル化戦略というものを学校教育庁が提案しました。

ところが、およそ1年後、去年の11月20日、スウェーデン学校教育庁のプレスリリースでは、「政府は、スウェーデン学校教育庁が提案した学校制度の国家デジタル化戦略を進めない方針」というものを発表しました。これは、2016年から2021年の国際学力調査で成績が低下、教育の議論が活発となって、2022年に発足した新政権が神経科学者や小児科医からの批判を受けて、読書時間を増やし、スクリーン時間を減らすと大転換したのです。

プレスリリースでは、次のように続けています。「蓄積された科学的経験データと実証済みの経験は、人間関係、注意力、集中力、読み書き計算などの基本的なスキルは、アナログ環境でのアナログ活動を通じて最もよく習得できることを示しています。低年齢層では、紙の本に重点を置くべきであり、デジタル学習ツールは、明確な科学的裏づけと文書化された教育的不可侵に基づいて選択的に行われることを条件に、年齢が上がるにつれてのみ使用でき、よい効果を生み出すことができます」。

先ほど壇上からの私の質問の中で、シリコンバレーにある学校の話に触れました。内科医で富山大学学術研究部医学系 疫学・健康政策学講座の山田正明准教授は、「小中学校では、家庭を含めて1日合計で2時間までにすべきでしょう。前頭葉が成長し、社会性が身についた14歳くらいから徐々に使用する時間を増やす方が理にかなっています。その意味で、アメリカのシリコンバレーにあるヴァルドルフ・スクール・オブ・ペニンシュラという学校こそ医学的に正しい教育をしている」と言っています。先ほど壇上から説明しましたが、中学1年生まではデジタルデバイスを使わせない、中2からは使わせるけれども、

週に1こまだけという話でした。こういう使い方が山田准教授は医学的に正しいのだと言っているわけです。

先ほど山口部長から、子供たちのインターネットの平均利用時間の話がございました。さらに詳しく細かい数字を御紹介したいと思います。2歳児では120分、7歳児では136分、10歳児で207分、約3時間です。13歳では270分、これは4時間半ですか。そして16歳になりますと343分ということで、6時間弱ということなのです。

今私が紹介したスウェーデン学校教育庁の見解、そして14歳ぐらいまでのネット利用は、家庭を含めて1日2時間までではないかという山田准教授の見解ですけれども、それよりはずっと長い時間、日本の子供たちはインターネットに触れているということなのですが、これについての受け止めをお聞かせください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 まず、学校におけるGIGA端末の利用についてでありますけれども、授業中ずーっと全ての時間、端末を開いて学習しているわけでは当然ありません。また、子供たちが使用している教科書は、あくまでも紙媒体の教科書であって、一部外国語ですとか、学習者用のデジタル教科書が導入されている部分もありますけれども、基本的には子供たちは紙の教科書を使って、紙のノートに鉛筆で書く。ただ、学習の途中のところでの調べ活動ですとか協働学習、協働編集といった作業のときには、必要に応じてデジタル端末を使っているという状況であります。ですので、学校にいる授業中の時間全てで使っているわけではありませんし、バランスをしっかりと考えて、指導者、教員は使わせているという状況でございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 聞き取りの際にも学校教育課長から、まだまだアナログですと、現場では紙の教科書、ペンとノートを使っていますという

話を聞きましたので、少し安心したのです。あまりデジタル、デジタルとスピードアップして、進化しないほうがいいのではないかと考えていますので、ぜひ今の感じで、まだまだ紙の教材、紙の学習ツールといったものを大事にしていってほしいと思ったところでした。

ただ、先ほど申し上げたインターネットの1日の平均の利用時間、これはやはり非常に長いとされているところです。つまり、学校ではそういう使い方もかもしれませんが、多分家に帰ってから、GIGA端末の子もいれば、ゲーム機の子もいれば、スマートフォンからお家のパソコン、様々なデバイスは違うかもしれませんが、とっぷりとつかっているという現実がこの資料からは読み取ることができます。

話題を変えまして、不登校、ひきこりの関連でお伺いいたします。

まず現状ですけれども、米沢の小中学生の不登校児童の人数について教えてください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在のところ、手持ちの資料として持ち合わせておらない状況でございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 数字が正確に分からないということですが、一応聞き取りではそういった要請をしたと思っているのですが、学校には来られなくても、不登校で家庭にいるという子供たちで、Zoomなどを用いてリモートで家庭で学習できるという事例が全国的にあちこちあるようですが、聞いたことがありますけれども、米沢ではどんな対応ですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 先ほどの現在の不登校者数についてですけれども、小中合わせて194人という状況でございます。

実際に不登校の状況自体は、個別の状況が違いますので、全てがということではございませんけ

れども、家庭に持ち帰ってGIGA端末を利用してリモートの授業を行っている学校がございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 今の話は、学校においてはGIGA端末をずっと使っているわけではないけれども、学校の授業の様子をZoomか何かで家庭に送って授業を聞いてもらおうと。そういうイメージでよろしいですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 例えば家庭にいる児童生徒についてはそのような形が取られることもありますし、教室に入れずに別室で過ごしている児童生徒もおりますので、そういったところをつないだ形での授業に実際にリモートで参加するということもございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 不登校とかひきこもりの子供たちの中には、ゲーム依存症とかメディア依存症と呼ばれる状態、こういったケースもあるかと思いますが、実態は把握されていますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 不登校ですとかひきこもりになるのでしょうか、メディアが要因となっているような、そういった実態調査については行ってはおりません。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 関連がありますので、昨日の古山議員の質問にもありましたリテラシー教育についても質問いたします。

先ほどから何度か紹介しております令和4年の政府統計の資料の中にインターネット利用に関する「家庭のルールの有無」という調査項目がありまして、これによりますと、2歳児から9歳児までの間は「ルールを決めている」との回答は81.1%で、子供の年齢が下がるとともに割合は増加傾向です。

他方、学校種が上がるにつれて、つまり小学校

から中学校、中学校から高校へ上がるにつれて、「ルールを決めていない」との回答が増え、子供と保護者のルールの有無に関する認識のギャップも拡大傾向にあるようです。

実施している取組としては、「フィルタリング」43.6%、「利用してもよい時間や場所を決めて使わせている」38.9%、「対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている」38.7%が上位となっています。

そこでお伺いいたします。本市においては、子供と保護者の間でルールを決めているかどうかの調査結果はありますでしょうか。また、取組の内容について把握されていますか。いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 学校から保護者の皆様にそういったそのルールづくりをしてほしいですとか、使わせ方についてぜひお子さんと話をしてもらいたいというお願いと、あと説明というのは行っているところでございますが、実態としてどのようなルールをつくっているのかですとか、それがどの程度の割合になるのかという実態調査については、市全体としては行ってはおりません。

ですが、各学校によっては、例えばアウトメディア、以前ですとノーメディアの時間を取りましようですとか、PTAの活動と合わせてそういった取組をしましょうという声かけで取り組んでいる学校もありましたので、実態の把握はしてはございませんけれども、そのような取組が行われているところについては把握しているところでございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 先ほど紹介しましたインターネットの平均利用時間の長さを考えてみますと、子供たちは絶えずネットからの被害、リスクに遭っているのだろーと思っっているのです。その意味では、ルールをつくってくださいというこちらからのお願いというのは当然なのですけれ

ども、実際どんなルールをつくられましたかということなんかも、実態をきちんと把握すると。その対応自体が啓蒙になりますし、また相手にやらなければいけないのだなということを伝えるというメッセージにもなると思うのです。では実際どんなルールをつくればいいのかという、そのルールの中身もなかなか分からないということもあるかもしれません。その意味では、子供たちをネット被害から守るために、ぜひとも一歩踏み込んで、そういう取組をやっていただきたいと思っていますところ。

インターネットには、意図的につくられた偽情報「ディスインフォメーション」や、勘違いや誤解による誤情報「ミスインフォメーション」、あるいは攻撃を目的とする悪意ある情報「マルインフォメーション」などがあふれかえっています。これらから子供を守るために、家庭でルールを決めたり、フィルタリングに取り組んだりを情報モラル教育から学んできましたが、今、従来の情報モラル教育では限界があると言われ始めています。

2022年6月に総務省が「メディア情報リテラシー向上施策の現状と課題等に関する調査結果報告」という報告書を発表しました。この報告書の中で、メディア情報リテラシーとデジタル・シティズンシップという用語が明記されました。今回の質問の準備の中でも、私自身初めて出会った言葉です。アメリカでは、既にデジタル・シティズンシップの観点でメディア情報リテラシー教育を行っているとのこと。これらの取組について、どのように認識されているのでしょうか。また、本市においてはこの新しい概念を取り入れているのかどうか、お伺いいたします。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 メディアリテラシー教育とデジタル・シティズンシップの違いということになるのでしょうか。

実際に同義になるのかですけれども、学校では

小学校1年生から系統立ててメディアリテラシーの教育については取り組んでいるところがございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 手元に資料があるのですけれども、いわゆる今言ったメディアリテラシーというのは全然意味が違うみたいです。情報モラル教育というのは、インターネット上のリスクを教えるだけで、使用の制限をする教育になっていると。しかし、そうした怖がらせるアプローチは、例えばアメリカでは既に効果がないとされています。どんな危険性があるのか、みんなで議論して考えるような授業をしているという、それがデジタル時代の市民として責任あるICTの扱いや社会貢献ができるスキル、デジタル・シティズンシップの観点、それがメディアリテラシー教育を行っているということです。

メディア情報リテラシーというのは、ユネスコが提唱する概念だそうです。メディアメッセージを、クリティカルというのは批判的です、批判的に読み解くメディアリテラシーと、情報を評価する情報リテラシーとを統合し、さらにはニュースリテラシーやデジタルリテラシーなどの関連リテラシーをも包含したものと定義づけられていますと一応資料には書いてありますが、昨日の話の中で古山議員が、たしか1年生の息子さんが、フィルタリングをしているのだけれども、それをかいくぐって何かいろんな情報を取っているという話があったかと思うのです。つまり、いわゆる情報リテラシーといった場合には、フィルタリング等をかけて、それを取らせないようにということなのですからけれども、今言われている新しい概念のメディア情報リテラシーというのは、そうではなくて、実際にネット上で何が本当の情報なのかということを見極めて、そういったものが取れるスキル、こういったものを身につけて、デジタル時代の市民として責任あるICTの扱いや社会貢献ができるスキルを身につけようと、そ

ういった概念のようです。

地域によっては徐々にこういった概念を取り入れて、今、リテラシー教育の中に織り込んでいるところもあるそうですけれども、米沢ではまだやれていないということかと思いますので、ぜひこれは参考にしてみてください。

それから、昨日の我妻議員の質問にもありました、学校司書に関わる質問になります。

質の高いメディア情報リテラシー教育の実現のためにも、司書教諭や学校図書の充実が必要だとされています。しかしながら、全体で2名の司書しか配置されておらず、1校につき4週から6週しか配置とまらない現状では、メディア情報リテラシー教育の取組はなし得ないのではないかと思います。司書が情報の専門家として情報元の評価の方法をしっかりと子供たちに教える役割を、現状担えているのでしょうか。お伺いいたします。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 議員お述べのように、学校司書を充実させていくことがメディアリテラシー教育にもつながるということについては、そのとおりだと思います。ただ、メディアリテラシー教育を進めていく上で、では、それだけなのかということです。例えば昨日も、各教科の授業の中で、教科担任、もしくは学級担任が子供たちに直接的に教えていく場面というのがあるわけです。ですので、そういったことも含めてメディアリテラシー教育は今行われている状況にありますので、学校司書の充実は確かにそうなのですが、それだけがメディアリテラシー教育につながるものだという認識はこちらとしては持っていないところでございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 現場の教員も直接そういう教育に関わっているという話でしたけれども、先ほどスウェーデンの話もありましたけれども、学校図書館に子供たちがアクセスできる状態、そ

こに司書がいて、例えばこれからこういうものを調べたいのだけれどもといったときに、より正しい情報、一次情報といいますか、そういったものの探し方を教えてくれる、そういう技術を身につけることができる、そういう力になるのが司書さんなのだという事らしいのです。そういう意味では、4週間から6週間という短い期間しかおられないので、なかなかそこまで踏み込んだ活動というのは難しいのかという気がしますが、視点としては、学校図書館の数多くの本の中からより正しい一次情報を探していくという、そういうスキルを身につけるための窓口が司書さんなのという視点が大事かと思しますので、昨日の我妻議員の要望にもありましたけれども、ぜひ学校司書あるいは司書教諭の充実というものを検討していただきたいと思っていますところです。

次の質問に入ります。

11月28日、オーストラリア議会上院は、インスタグラムやT i k T o k、XなどのSNSを16歳未満の子供たちが使えないようにする法案を可決しました。子供たちのSNS利用を規制しようとする動きは、欧州各国やアフリカの一部の州でも始まっております。今回の国家レベルの禁止は、世界では初めてのことになります。子供や保護者に罰則を与えるのではなく、事業者を規制し、違反があれば事業者から反則金を徴収するという画期的な法案です。規制には反対意見が付き物で、オーストラリアの子供たちの中にも反対の声がたくさんあるようです。しかし、全体としては賛成の意見が圧倒的です。

このような出来事の背景には何があると思われますか。聞き取りのときに、朝日新聞のこれについての記事を差し上げました。読まれたと思うので、そこからどんな背景を読み取られたか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

オーストラリア議会において16歳未満のSNS

利用禁止法案が可決されたと、そういった規制を強める動きがあるということは承知しているところでございます。

ただ、児童生徒がこれから社会を生き抜くためには、情報を適切に活用していく必要もありますので、学校教育において情報活用能力の育成が図られるよう、各学校では指導しているところでございます。

また、児童生徒が自ら考え、正しく判断することができるような教育を充実させていくこと、あわせて、やはり保護者の皆様にも周知、お願いしながら、SNSですとか様々な利用については、使い方を考えていただくような、そういった周知、協力のお願いはしていかなければならないと思います。

ただ、実際のオーストラリアの状況と現在の日本、本市の状況は恐らく違うものではないかと思えますので、どのように比較するか、どのように捉えるかというところにつきましては、なかなかお答えしにくいところではございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 差し上げた記事にも書いてありましたけれども、私が質問したのは、こういうふうに国家を挙げて規制したという背景にはどのようなものがあると考えられましたかという質問だったのです。だから、多分山口部長は、日本ではまだ規制しなくていいのではないかというニュアンスで今聞こえましたけれども、それはいいです、そのことは。ではなくて、オーストラリアでどういう現状があったためにこんな大きな法案を可決することになったのかという、その背景についてはどのように認識されていますかという質問です。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 やはり行き過ぎた状況がオーストラリアではあったということではないでしょうか。

現在の本市としましては、進めているところで

はありますけれども、バランスを取りながら進めているところでありますので、実態としてはオーストラリアとは違うとこちらとしては捉えているところでございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 私の認識では、オーストラリアではSNSを使ったいじめとか、そういったことがエスカレートして、何人もの子供たちが命を落としていると。親御さんたちがそういう悲劇を繰り返してほしくないということで、運動を起こしているのです。子供たちを守ってほしいという運動を起こしている中で、首相が動いて、今回の流れができたということらしいです。

多分そういういじめによる被害だけではなくて、性犯罪に巻き込まれたりとか、日本でいえば今は闇バイトの問題もあります。ネットというものが子供たちをいろんな犯罪に引っ張り込んでしまうおそれがあることを、リテラシー教育とか個人個人のセキュリティとかということではなくて、国が守らなければもう大きな力にあらがえないという判断があったのではないかと思うのですが、実はこれは世界のあちこちで今始まっていることです。

アメリカでは、州ごとに未成年者のSNS利用を規制していると。ニューヨーク州では、18歳未満の利用に対して保護者同意を義務化しています。

イギリスでは、運営企業に有害なコンテンツへの未成年者のアクセス防止策を義務づけるオンライン安全法が成立しています。

カナダでは、運営企業に有害な投稿への子供のアクセス防止策を義務づける法案を今年提出しております。

ノルウェーでも、政府が15歳未満のSNSの利用を禁止する法案を検討しているということで、今世界中で国を挙げて規制しなくてはということが流れとして起きているということを一応紹介いたします。

次に、日本は違うのではないかという話でしたけれども、例えば米沢においてはネットをめぐるトラブル、これは全くないわけではないと思います、もちろん。どんなことが今起きていると認識されているか、また把握されているか、相談の事例であったり報告の事例がもしありまして、お話しできるものがあれば教えてください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 インターネットやSNSに関連したトラブルについて、教育委員会においても把握しているところです。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるという事案については、やはり若干増加傾向にあります。ただ、こういった事案についてはなかなか、教員や保護者の目の前で発生している事案ではございませんので、発見が難しいという課題もあります。状況が確認されたならば対応していくという形になっている状況でございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) 例えば課金トラブルとか、それからネット通販などで親が知らないときに大きなお金を使ってしまったとか、そういうお金に関するトラブルはどうですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 あまり詳細についてお答えすることはできませんけれども、全くないわけではございません。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) そういうふうに考えますと、やはり子供たちを守っていくための何らかの仕組みが今以上に必要なのかという思いを抱いたところでした。

最後に市長に、今までのいろんな議論を受けて、お伺いしたいと思っていることがあります。

先ほどの答弁では、今順調に進んでいるのだということですから、特に立ち止まって見直す段階ではないという、全体としてそんな話だったかと思えます。ただ、日本より10年先を行っている北

欧諸国では、いろんなデジタル教育の弊害というのが生まれていて、今教材の見直しだったり、利用時間の見直しだったり、様々な見直しが進んでいるという現状もございますので、私は今順調に進んでいて、教育の効果が上がっているのだという現状においても、私は市民にとって開かれた議論の場というものが必要なのではないかと考えているのです。教育委員会自体は、当然今GIGAスクール構想というものを前に進めようとしていますので、視点が違うのだと思われます。それに対して、実際現場で子供たちを監督といいますか、子育てをしていたり、また自分たち自身がいろんなネット被害に経験的に遭ってしまったとかという市民からすれば、また違った見方があるかと。そういった議論を、今こうやって海外で起きていること、あるいはユネスコが提唱していることなんかの研究、あるいは学びをしながら、共に議論ができればというものが私はあったほうがいいのではないかと。つまり、10年遅れていますので、10年後になってしまったでは遅いわけです。だから、今世界でそうやって警鐘が鳴らされていたり、実際アナログに回帰しているということについていろんな角度から勉強する、議論するという場を持って、これからの米沢のGIGAスクール構想の進め方について一石を投じる、そして市長に進言する、そのような議論の場があったらいいのではないかと私は思っていますが、市長、いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 今御質問いただきまして、大変深いテーマであります。教育の現場論については、少なくとも私が知る限り、現在の米沢市においては極めて優れた教育者でもあられる佐藤教育長、そして山口教育指導部長の下でGIGAスクール構想について取り組んでいただいていると、一定の信頼を持っておりますので、それはそれとして、ただ、議員御指摘のとおり、やはり便利な技術というのは、便利過ぎるということは、

一般論ですけれども必ずしも身につかないというのもこれまた事実でありますでしょうし、いわゆる温室育ちというのは必ずしもいいものではないと。卓近な例ですけれども、館山リンゴがおいしいのは気候の変化が激しいからでありますし、そういうことも含めて、生物学的にもやはり便利過ぎるということは必ずしも身につかない。自ら辞書を引いて、書いて、読んで、音読して身につくというのは、これは間違いないところだろうと思います。だから、教育現場においてバランスを取った指導を行われているのだろうと考えますが、今おっしゃった幅広い情報リテラシーの話であるとか、本質を見抜く力というのは、これだけ技術が進歩すると、通常に生活をしていても大変難しくなる。昨今の社会現象でいうと、Xによるいろんなデマ情報の拡散による選挙の混乱といったこともありますし、肝腎要の大人がそういう意味では振り回されておる部分もありますから、いわんや子供をやというところはあろうかという感覚は持っております。

議論を聞いておって、あっと思いついたのですけれども、私が最近読んだ本で非常に面白かったのは「時間術大全」というタイムマネジメントのベストセラーがありまして、数年前に非常に売れた本ですけれども、この著者がグーグルとアップルの幹部たちなのです。いかにタイムマネジメントするかということを書いた本なのですが、大変ヒットしたようですけれども、これと言っているのは、要するに彼らはスマホからSNS系のアプリを全て削除すべきと。これを削除したことによって、自分の時間が間違いなく増えますということを書いています。いかにグーグルとかアップルが非常に巧妙に仕掛けを入れているかということなので、大人もそういうことでありますから、子供に対してもいろんな影響があるという認識は持っております。

いろんな市民の方々の声を聞いて政策をつくるということは大事でありますので、今議員の御指

摘した点も含めて、教育委員会において様々な研究がなされることを期待したいと思いますし、私も個人的に情報を収集したいと思います。

○相田克平議長 以上で5番高橋英夫議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時30分 散 会

